

第 1 2 回

環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成 1 9 年 8 月 9 日 (木)

独立行政法人 日本貿易振興機構

午後2時02分開会

事務局（植田） それでは、まだ見えていない方がおられますけれども、時間になりましたので始めさせていただきます。それでは、進行の方を委員長にお願いしたいと思います。

原科委員長 それでは、第12回目になりますが、委員会を進めます。

きょうは第 部ということで、案件形成調査事業における環境社会配慮ということで議論いたします。前々回ですが、第10回の委員会におきまして第 部の検討をいたしました。議事録はでき上がりまして、皆様に今確認していただいておりますけれども、その議論を踏まえまして特に第 部の1というところで基本的な考え方、これの1)のところですね、(1)前提、(2)の基本方針、その下の1)調査の実施手続き等について、ここまで、ですから1ページの下のところまでは一応議論しましたので、それに基づきまして修正をしていただいております。ですから、どんなふうな修正をしたかということ事務局からご説明いただいた上で、もう一つ私が1行追加しましたので、それも後で説明させていただきます。

それでは、まずどんな修正を行ったということをご説明ください。

事務局（藤崎） それでは、事務局、藤崎から、前回までの議論の流れを一応整理させていただきます。その後で前回の議論を踏まえてどういう変更をしたのかについてお話をしたいと思います。

満田さんのご希望で6月27日の案が添付してございますけれども、実は6月27日の段階で原科先生から、ここにありますとおりの第 部の案が示されております。経過を申し上げますと、先生のご提案を受けまして、ジェットロの方でこうしてみたらどうかという案をご提示いたしました。それが先生がメキシコにお立ちになる直前のタイミングでございます。それを踏まえて10回のときは第 部と第 部について議論させていただいたんですけれども、実は第 部につきましては、ジェットロのつくりましたのに先生が手を加えられると、特に1ポツの基本的な考え方のところを中心として、先生が手を加えられたものを配付をして議論させていただいたという経過をたどりまして。

それで、前回の議論を踏まえて、どういう点が変更になっているかというところを具体的に申し上げますと、まず、(1)の前提の2つ目のパラグラフですけれども、4行目に「その主目的は」というところがございます。「その主目的は、次の段階に進めるべきかを評価する1つの材料を提供すると共に、次の段階に進む場合にはその段階で行われる調査において必要とされる環境社会調査項目の幅広い洗い出しを行い」と、ここが議論を踏まえて修正をしたところでございます。

それから、前回お出ししたのものには実は「委託調査であるため、以下の個別項目の適用については委託元の意向も踏まえ対応する」とありましたけれども、これは委員会での議論を踏まえて削除してございます。

次に、基本方針のところですが、その最初のパラグラフなんですけど、ここはジェットロ事業の案件形成調査事業の性格づけを具体的に示すべきであろうということで、実は3行目の「その際」以下のところ、「その際ジェットロ調査は二国間の国際約束等を前提とはせず、民間企業等の提案者のアイデアを活用し、将来の案件を発掘していくという制度であることから、その段階・枠組み・調査期間・予算規模・相手国関係機関の協力等においてJICA/JBIC等とは差異があることを十分に認識しつつ」というところが、議論を踏まえて修正をしたところでございます。

次に、1)のスクリーニングのところですけども、ここは議論を踏まえまして、1行目ですけども、読み上げますと「対象事業を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類に分類し、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。」と、このように修正をいたしました。

次に、の情報公開ですけども、ここも「ジェットロは、案件形成調査の採択後、採択案件、そのスクリーニング結果を案件ごとに明示する。」という形に修正をしております。それから、次の文章ですけども、「ジェットロは、案件形成調査の質の向上にもつながるよう、和文・英文の最終報告書とその要約を原則として公開する。」という形で、英文につきましても公開をするという形に修正をしております。

以上が、前回までの議論の経過、それから前回の議論を踏まえて、どのように修正がなされたかということに関する説明でございます。

原科委員長 どうもありがとうございました。

そして、私の方でさらに手を加えなければいけないのですが、時間がありませんでしたので、今、修正していただいた部分についてのみ、1行追加をいたしました。ただ、この追加部分は少し手直した方がいいと思いますので、その手直しについて申し上げます。

フォローアップ、今の部分で一番最後のところ、きょう配りました8月9日版という右上に日付が入っておりますもの、これの1ページ目の一番下のところです。フォローアップとあります。ポツの2つ目を加えました。「フォローアップ調査の結果は、速やかに公表するものとする」と、こう表現いたしましたけれども、ただ、公表するというのはジェットロの判断ではできませんので、むしろ、これはフォローアップ調査の結果がどんなものであるか、性格づけ

をここでは書いておくべきであろうとなりまして表現を変えます。「フォローアップ調査の結果は、速やかに公表されるものである」と、そんな表現にしまして、アクションとしてはやはりこれはむしろ経済産業省に公表してもらいたい。ただ、公表されるものであるので、その旨十分配慮してつくることになるかと思えますけれども、そんなことだと思います。ということで、ちょっと表現を変えさせていただきます。この1行だけ追加させていただきました。

では、まず今の前回の議論に基づきまして修正したものについて、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

清水産業技術部長 よろしゅうございますか。

原科委員長 清水部長、どうぞ。

清水産業技術部長 (1)、(2)の修正部分については今事務局から説明がありました。これは前々回議論した際に委員の皆様からいただいたコメントを反映したものでございますので、改めてご覧頂き、もしさらにコメントがあれば議論していきたいと思えます。最後の、原科先生の挿入された1行のさらに修正分ですけれども、私は以前に議論した時に申し上げたとおり、ここは書くべきではないと思っています。報告書、これは調査報告書であれ、フォローアップ報告書であれ、基本的に著作権はMETIに所属するものであって、METIが公表されればよろしいと考えています。ただし、調査報告書については、これまでオープンにしてきたという経緯もありますので、この に書かせていただいた次第でございます。

今、原科先生から「されるものである」という性格づけを書かれるというご提案がありましたけれども、これも我々がジェットロのガイドラインに書くべきものなのかどうかをぜひご議論いただきたいと思えます。この事業はフォローアップ調査をやってくださいという仕様がMETIから示され、それに対して我々はその報告書を納入して終わるという性格の事業です。したがって、「ジェットロのガイドラインにフォローアップ調査の結果は速やかに公表されるものである」というふうに書くこと自体が、METIの仕様との関係でいえば整合的かどうか分かりません。今回はもしかしたら整合的かもしれませんが、来年度に関しては分かりません。書くこと自身が余りここになじまないものではないかと私は考えており、この1行はむしろ削除した方がジェットロのガイドラインとしては適切な形になるのではないかと考えます。

原科委員長 今のご意見では、仕様の方で規定されるであろうから、ここに書くのは適切ではないだろうということでございます。いかがでしょうか。前回の議論で確かに、METIの責任なので、ジェットロとしてはいかんともしがたいということは明らかになりましたけれども、私はむしろ公表していただきたいということ、その姿勢を示した方がいいと思ひまして、こ

れを書きました。ただ、公表しないことを前提で委託ということはあるのでしょうか。フォローアップ調査で。

清水産業技術部長 いずれにしても、私どもが納入した後、経産省がどうされるかというお話だと思います。今の仕様書を見るとMETIは公開するつもりでいますので、当然、METIが公開をされるものだと我々は認識しています。ただし、報告書の中身のどこを公開されるのかというのは彼らの判断になりますから、それは我々としては何とも申し上げる立場にはないということでございます。

原科委員長 松本委員、どうぞ。

松本委員 この点についての清水部長のご意見というのは以前からお話しされていますし、理解できる部分であるということも確かだと思います。 の情報公開を含めて、本来、経済産業省がみずからのホームページで報告書等も全文公開するというのが基本的にするべきことであるという認識も共有しています。ほかの省庁もそうした委託の研究会とか調査とかをやっている場合、みずからのホームページの中で公開しているものも多いわけですから、そういう意味では私は委員会としては、この も も含めて、当然、経済産業省の責任として公開するべきであるというような提言をした方がいいのではないかと考えています。

つまり、 にはこう書いてありますけれども、そしてジェットロが今までやってきているので、ジェットロとして公開を続けるという姿勢であるわけですがけれども、しかし、経済産業省に対しては、この委員会からは、やはり経済産業省としてちゃんと公開をするべきではないかということはこのフォローアップの調査報告書とともに言った方がいいのではないかと考えています。

そうでありながら、我々とすれば、経済産業省が公開をするべきであるけれども、ジェットロが公開してはいけないというものではないかと思っていますので、ここにジェットロ側として、この報告書は公開を前提にしているものであるということをガイドラインに書くことは、それはそれでまた別にしても問題のないことではないかと私は思うんですね。

つまり、経済産業省にはちゃんと言いましょと、これは多分、結構共通していると思うんです。しかし、ジェットロのガイドラインの中にも、やはりこれは公開文書であるということを押さえておきましょというのが我々の希望していることだと思いますので、私はこの原科先生が書かれたぎりぎりのところ、だれが公表するかという主語を明記しない中で、フォローアップ調査の位置づけ、性格をここに書く。我々は片や経済産業省に公開を求め、ジェットロに対してもできるだけ公開をしてほしいというふうに言っていくという意味では、私はこの原科先生の案には賛成です。

原科委員長 委員会報告としては書くということは前も議論いたしましたので、私はそうしたいと思います。だから、それと相対応して、こういう性格のものだということをごここに書いておくと、そんなような構成ですから。

清水産業技術部長 よろしゅうございますか。私も前から申し上げているとおり、委員会として経産省に対してご意見を言われるということに反対するものではありません。ただし、ジェットロのガイドラインにどこまで書くのかというのは別問題であって、ジェットロが出来ないことまで書かれても我々是对応できないということです。

原科委員長 そうすると、公表されるもので……

清水産業技術部長 「こういう性格だ」と書くというのは、ガイドラインの中で一体何を意味するのかということだと思います。どういう性格の調査なのかというのはMETIが決める話であって、METIの仕様書の中に書かれていれば十分です。それをジェットロのガイドラインの中に書いたときに、これを遵守する、このガイドラインを守るジェットロとして何をすればいいのか、ということだと思います。この性格を書く意味が私には全く分かりません。したがって、ガイドラインの中に書く必要はないと私は思っています。

原科委員長 いかがでしょうか。ほかにご意見ございますでしょうか。

満田委員、どうぞ。

満田委員 私も、私どもの団体も多くの省庁から仕事を受ける身として、やはり公表するか否かは発注者の決定によるということは厳然たる事実だと思っているんですね。とはいえ、世の中全体的にやはり公的なお金を使った調査なり、特にODA事業というのは国民の関心も高いということもありまして、全体的に公表の方向で進められているので、そういう傾向なんだろうとは思っています。要はジェットロさんとして、発注者の意思決定に依存するものをこの中で書くことは適切でないということはよくできる一方、委員会としてはぜひ経産省あるいはジェットロあるいは双方において、調査報告書のみならず、フォローアップ調査の結果も公表してほしいという要請があることも確かだと思いますので、委員会案として例えば原科委員長ご提案の「公表されるものとする」とするのか、あるいは「公表することに努める」というようなやわらかい書き方もあるかもしれませんが、そういうような委員会案にしておいて、あとはジェットロ側のご判断でここはできないということであれば、削除するということなのかなと考えております。

原科委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。きょうは傍聴の方がたくさんお見えですので、どなたかご意見ございますか。もしおありでしたらご発言ください。

では、今の件はどうしますかね。外すか、あるいは委員会案で一応出しておいて、あとはジェットロのご判断としましょうか。表現は「速やかに公表されるものである」という性格づけということで、公表するということをジェットロにやってもらいたいという表現にはしない。「公表されるものである」、つまりそういうものだとすることを前提にこのフォローアップ調査を行うという、そんなことだと思いますけれども、そういうような表現にいたしますけれども、よろしいでしょうか。

では、これに関して扱いはジェットロの方の判断でまた。委員会としては残しておきたいと。

清水産業技術部長 前々から委員会としてのレポートと、ジェットロのガイドラインを、何となくあいまいなまま議論してきていますが.....。

原科委員長 なるべく、なおさら利用したいです。

清水産業技術部長 我々はやはりガイドラインを委員の皆様にお諮りしていただきたいわけです。委員会はいろいろ言ったけれども、ジェットロが外しましたという形にはしたくありません。出来ることと出来ないことをご理解いただいた上で、きちりと作っていきたいと考えます。何となれば、前回は議論になりましたが、今後パブリックコメントにもかける訳ですから、やはりおかしな形にはしたくないわけです。しかし、この委員会のレポートがどういう形になるのかということに関しては、実は余りイメージを決めないまま議論しているものですから・・。私のイメージは、ジェットロのガイドラインが一つあり、それとは別刷りか何か分かりませんが、委員会コメントとして、この部分についてはこういうものを経産省に求める、という形で書かれるのであれば.....。

原科委員長 そういうのを提案.....

清水産業技術部長 ええ。それは一つのやり方だと思います。ところが、ガイドラインの中にも、「実はこの行は委員会コメントであり、ジェットロは合意していない」といった形で、混在していると、非常にわかりにくいのではないかという点が懸念の材料です。今の1行も、もしこのままぼんと残り、ジェットロのガイドラインはこれですねというのが世の中に見えた時に、後でそこを削ると、これをどうして削ったのかという説明責任を我々は問われる訳です。そうした扱いをどうするのかを、今日でなくてもいいのかもしれませんが、最後にまとめる時なのかもしれませんけれども、明確にしておかないと、お互いに誤解したまま違うものが出来てしまうということにもなりかねないということが懸念される点です。

原科委員長 一応、文章を直して残しておきまして、扱いはもう少し後でまた改めて時間がたってから再検討することにして、一応残しておきます。文章の表現は変えます。文章は「速

やかに公表されるものである」という表現に変えておきます。

それでは、2)にまいりましょう。調査報告書の記述内容です。これ以降、私もまだ手を入れておりませんので、これから順次議論をしていただきたいと思います。

まず、 が他の選択肢との比較検討というところです。この部分でご意見ございますでしょうか。「提案者は、提案事業の必要性・優位性を明らかにするために、当該事業を提案する際に、事業の効果、考え得る他の選択肢との比較等を可能な範囲で行う。比較検討に当たっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮する。」これが の内容でございます。

神崎委員、どうぞ。

神崎委員 というよりも2)のタイトルなんですけれども、ここの部分は基本方針を書くところになっていまして、記述内容に関する基本方針というのにはちょっと違和感を私は感じております。なので、どっちかという、基本方針として、調査事業における配慮事項というような形にしておいた方がいいのじゃないかなという気がしておりますけれども、いかがでしょうか。

原科委員長 調査における配慮事項ですか。

神崎委員 はい、例えばですね。

原科委員長 今の件はどうでしょう。記述内容というのは確かにそうですね、基本事項ですからね、配慮事項。

清水産業技術部長 (2)の基本方針の前文の一番最後の行とリンクしますので、それとあわせてどうするかというご議論をいただければと思います。

原科委員長 そうですね。「以下のように手続きおよび調査報告書の記述内容」。調査における配慮事項というような表現でよろしいのかどうか。調査における配慮事項の方がよさそうな感じがしますね、確かに。

原科委員長 いかがでしょう。2)は「調査における配慮事項」ということにします。それで、その文章に合わせまして1ページ目の(2)基本方針の記述の最後から2行目、「以下のように手続きおよび調査報告書の記述内容について基本方針を定めるものとする。」とありますけれども、「手続きおよび調査報告書の記述内容」は「手続きおよび調査における配慮事項について」と、こういうぐあいに直しましょうか。よろしいでしょうか。

清水産業技術部長 ここの2)でございますけれども、実際は2.の「案件形成調査の手続き」の(3)調査実施段階と重なります。この「手続き」のところには他の選択肢との検討の話

などが、相当程度書いてあるはずです。ページ数でいうと3ページになります。順番としては逆になるかもしれませんが、3つ目のポツのところに協議の話が書いてあります。それから4つ目のポツが、異なる選択肢との比較検討等、ということで書いてございます。

我々は「手続」の中に書くことで十分かと考え、もともとの我々の案では基本方針の中に入れていませんでした。しかし、原科先生から頂いた6月末時点の案で、こういう項目を前に出したらどうかということで、ここに持ってきたという経緯もありまして、この2)が出来上がっているという性格のものでございます。したがって、「配慮事項」と呼ぶのが良いのか、具体的な手続の中での幾つか重要な項目を抜き出したという形が良いのかということではもう少し考える必要があります。もっと突き詰めて申し上げると、ここに書く必要があるのかという議論もして頂いても良いのかと考える次第です。

原科委員長 なるほど。その必要があると思って書いたわけですから、むしろ配慮事項という表現の方が適切だと思いますが、私は今の神崎委員のご提案でうまくつながると思います。基本方針ですから。

岡崎委員。

岡崎委員 「記述内容」とするよりは「配慮事項」の方が適切かなという気はいたしますが、いずれにしても後述されるからここには書かないということではなくて、調査をする上で特に配慮しなくてはいけないというものをずらっと書いてある中から抜き出して、強調するという書き方はあってもいいのかなと。これまでの議論の中で、少なくとも代替案との検討ということをして可能な範囲でやる、あるいは調査段階であっても、ステークホルダーからの情報収集を可能な限りやるといったことは、かなり委員側からの提案として強調されてきたことですし、それを今後、どこまでやれるかは別として、考え方として、そういったものを頭に強調しておくというガイドラインとしての記述は、私はあってもいいのかなと思います。

原科委員長 ほかにございますでしょうか。

宮崎委員、どうぞ。

宮崎委員 私も今の岡崎委員のご意見とほとんど同じなのですが、やはり環境社会配慮のガイドラインということであるとすると、提案をするときに、ここの2つに、まだ2番目の方はやってありませんけれども、この他の選択肢との比較検討というようなことは非常に重要な項目だと思いますので、ほかにもたくさん検討すべき項目はありますけれども、それを主にやるべきこととして先に強調して書いておくということは、私は意義があることだと思います。

原科委員長 松本委員、どうぞ。

松本委員 基本的な考えは一緒なんです、私は詳し過ぎると思うんですね。基本方針というところに書いてあるのが、何か手続とか具体的な方法も書かれていると思うんです。例えば JICA のガイドラインであれば、やはり重要事項の一つは幅広い影響を配慮の対象とすると、早い段階からやると、具体的にどの段階かは手続のところでも、基本的な考えとしては早い段階でやろうとか、JICA の場合はそういう書き方をしているわけです。私はここはもう少し基本方針っぽい書き方と言ったらなんですが、そういうふうな書きの方がいいと。例えば からやらないで失礼ですが、 のステークホルダーからの情報収集であれば、これは非常に細かいですし、確かに手続と全く同じような書き方ですので、例えばステークホルダーからの情報収集を積極的に行うことがこういうことに資するとか、そういう本当に大きなばしとした書き方で基本方針を書いていくという方がいいのではないかというふうには考えています。

原科委員長 なるほど。むしろコンパクトに表現しておいて、重複感をなくそうということだと思います。 のところは、できればゼロオプションとの比較をマストということで書き加えたいと思ったんですけれども、ますます複雑になるから、それはむしろ実施の手続の中で書いて、このところではむしろ「提案事業の必要性・優位性を明らかにするために、他の選択肢との比較等を行う」とか、そんな表現にしておいた方がいいですか。

どうぞ。

満田委員 今の松本委員のご指摘との関連なんです、実は今回、ご参考資料として配付していただきました右肩に6月27日付と書いてある原科委員長案では、そういった理念的なことといいですかも書かれていたと思うんですね。例えば、その資料の2ページ目の同じところです。2ページ目の下から2番目の複数案の検討というところにおいては、「案件形成段階における複数案の検討は重要である。」それからほぼ同じなんです、例えばその下のステークホルダーの特定と対話及びヒアリングというところには、「事業によって影響を受ける可能性がある住民を含む、幅広いステークホルダーが特定された上で、情報収集や意見聴取が行われ、フィージビリティ調査など、次の段階以降の調査に反映されることが重要である。」と書かれています。松本委員のおっしゃっているのは、何で必要なのかということも書いた方がいいというようなご意見なのかなと思って伺ったんですが、そういった方向性といえますか、理念的なことはこの段階で書いてありますので、私としてはぜひこの部分を復活させていただけないものかと思っています。

原科委員長 他の選択肢との比較検討というよりも、複数案の検討のような表現でもいいかもしれませんが、これは他の選択肢ということで大体言葉はそろいましたでしょうか。ですから、中身ですね。案件形成段階における複数案の検討が必要であるという、そういう考え方の基本をまず一言言った上で、もうちょっとその次に書いて、ここではゼロオプションと私は書いてありましたね。そのくらいまで書いているのかな。ちょっと表現を変えて、やはり基本方針らしい書き方にして書きぶりを変えます。そして、手続の話は手続としてもうちょっと詳しく書くと、そういうことにしましょうか。

どうぞ、神崎委員。

神崎委員 私も松本委員の提案がいいのではないかなと思うんですが、一つの理由としまして、ここに全く挙がっていないんですけども、ちょっといろいろ見ていきますと、私は基本的に環境配慮については、ガイドラインを見ればすべて書いてあるというふうにした方が、だれにとってもわかりやすいと思っていまして、そういうふうに見たときに、これまでジェット口の公募提案要領の公募対象調査の注にある、例えばプロジェクト実施に当たって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件は、これは応募をご遠慮くださいという方針が明確に書いてありますよね、公募提案要領。これはジェット口の本当に環境配慮の姿勢を示しているものではないかなと思っていまして、この項目についても基本方針として入れてはいいのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

原科委員長 それはどの辺に盛り込まれていますか、そうすると。

神崎委員 なので、基本方針というふうに手続についてとか、そういうふう細かい項目に分けるのでなければ、基本方針の一つとして入ることは可能かなと思ったりもしますが、どうでしょうか。

原科委員長 岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 私は今の神崎さんのご提案は反対です。というのは、ガイドラインというものはあくまでも具体的に調査を行う上での、実際に調査するに当たっての基本的な考え方を示すものであって、門前払いされる可能性があるということは、それは制度そのものの、要するにこのガイドラインを使うところに行き着かないものについての記載をここに入れるということになります。その必要は私はないんじゃないかなというふうに思います。実際に採択をされて、調査を行う上で何を考えなくてはいけないのかということを書くのがガイドラインですから。おっしゃりたいポイントはよくわかるんですけども、それをこのガイドラインに書くのはどうでしょうか。ガイドラインというものは実際に調査をする人が常にこれを参照しながら調

査をしていくためのものなので、調査に入れないことについてまで、このガイドラインに書く必要はないんじゃないかなという気がいたします。ポイントは理解できますけれども。

原科委員長 いかがでしょうか。高梨委員、どうぞ。

高梨委員 私も今の岡崎委員のお話に賛成なんですけれども、ジェット口調査というそのものが、非常に初期的な段階で、民間の人のいろんな新しい英知を集めて案件形成をしようという、そういう目的の事業ということであれば、余り最初からネガティブなことを書いてしまうのではなく、実はそれを判断するためにこうした調査をやるので、最初からそれを書いて取り上げないような方向になるのはいかがかというような気がいたします。

それからもう一点、選択肢のお話で満田委員の方から、もとの文章等を戻したらどうかというお話があったんですけれども、正直、ここで考え得る他の選択肢との比較等を可能な範囲でということであれば現場で実際に調査をやる人間にとっては何とかいけるかなというような気がしますので、またそれを複数案等々をやる云々となると、また前の議論に戻って、じゃいろんなことを考えなければいけないのかということが文章から逆にミスリードするんじゃないかという懸念もありますので、できれば現状の文章でいっていただければと思いますけれども。

原科委員長 では、今ちょっと申し上げます。先ほど複数案の比較検討という言葉復活するような表現になりましたけれども、後で他の選択肢との比較検討という表現に大体合意したと私は再確認させていただきましたので、見出しは「他の選択肢との比較検討」という形がいいと思います。ただ、そういう比較検討ということが大変重要だということを、複数案と言わなくてもいいんですけれども、他の選択肢との比較検討が重要であるというのを一言入れた方がいいのかなということで申し上げました。

それとも、もうこのままで、今あります8月9日版の2ページの一番上のところになりますけれども、この文章をもう少しコンパクトにしまして、例えば見出しはこのまま、「他の選択肢との比較検討」、中身は「提案者は、提案事業の必要性・優位性を明らかにするために、他の選択肢との比較等を可能な範囲で行う」とか、そのぐらいの表現にしてしまうとか、コンパクトに。その次の部分は、次の「案件形成調査の手続き」の中で書いておけばいいんじゃないかという考えもあると思います。

どうぞ。

村山委員 短くするという意味では、今のご提案でもいいと思うんですが、きょうの8月9日版の資料で「事業の効果、考え得る他の選択肢との比較等」と書いてありますね。多分、この「事業の効果」というのがゼロオプションのことを言っているのではないかと思うんです。

そういう意味では、先ほど委員長もおっしゃったように、ゼロオプションをもう少し明確にするとすれば、ここについては「ゼロオプションも含めた」という言葉を入れて書いておいた方がより明確ではないでしょうか。多分、それが一番やりやすい形だと思うので、そういうふうにしておいた方が方針としてはわかりやすいのではないかと思います。

原科委員長 どうぞ、満田委員。

満田委員 私もおおむね今のご意見に賛成です。私が先ほど読み上げたのは、複数案という言葉にこだわっているわけではなくて、理念的な文章もこの時点では残されていたので、そういう考え方を打ち出すということが大事なのではないかというご提案です。

それと1点、8月9日版、きょうの案に対する意見なんですが、今、「提案者は、提案事業の必要性・優位性を明らかにするため」というふうに書いているんですが、もちろんこれでもいいし、大した違いはないのかもしれないんですが、私は「吟味するため」というような表現の方がいいのではなからうかと思っています。もちろん、提案者であるからには必要性・優位性を通常であれば明らかにするわけですし、それがなければ困るという話もあるんですが、ただ、余り安易にこの時点で絶対必要だとか、絶対優位があるというのではなくて、いろいろな不確定要素はこの段階ではいろいろ多いんですが、今後も議論というか検討は続いていくので、そういった検討に続けるための吟味の際に重要になる情報をこの時点で明らかにするという事なので、やはり「吟味するため」という表現の方が適切ではないかと思っています。

原科委員長 岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 国語学者ではないのでわからないんですが、要するに「吟味」という言葉は提案者自らが使う言葉ではないですよ。これはやっぱり他者から出てきたものを吟味するというイメージが、それは私の国語力のなさなのかもしれませんが、これはやっぱり自分が提案するものはこれだけいい事業なんだということを自らが明らかにするところにポイントがあるのであって、提案する人は、ひょっとするとこの事業はいい事業じゃないかもしれないと思って提案する人はいないわけですよ。ですから、自分の比較優位性ということを明らかにするということに意味があるんだろうと思います。それを吟味するのは提案を受けた側が吟味するという気がするんですね。

原科委員長 提案する前によく吟味する、提案するときは明確な……

岡崎委員 そうです。

すみません、ちょっと私は別なことで、役所の文書課みたいなことを言って申しわけないんですが、この と を読み比べると、主語がが違うんですね。要するに提案者と、それから

調査の実施者と。これは使い分けているのか、同じなのか、言いかえているのか、そういうことが実はほかにも散見されるんですけれども、提案する人と実際に調査を担う人は実は違うこともあるんだということなのか。でも、そうすると例えば2ポツにいくと「案件形成調査の提案者は」ということで、その方、提案者が実際に調査することを念頭に以降書いてあるところがある。委員会におけるいろいろな議論の集積の結果としての文章なので、時として用語の連続性がないような場合もあるんですけれども、例えばここは意識して書き分けているのか、それとも同じことを、ガイドラインという性格を考えると、やっぱり同じことを意味しているのであれば、なるべく言い換えは避けて、同じ言葉を繰り返してであっても使うべきなんだと思います。

「吟味」という言葉は委員の皆さんのご議論にお任せしますが、この提案者と調査の実施者が同じ者なのか違う者なのか、あるいは言い換えなのか、そこは確認をした方がいいと思います。ただ、比較検討する人と情報収集をやる人なので、常識的には同じ者のことを意味していると思いますが、であれば言い換えはすべきではない。

原科委員長 表現を変えない方がいいですね。私も同じだと認識しております。ただ、「提案者は」と書いたのと「調査の実施者」と書いたのとで表現が違っているのは、確かに誤解を招きますし、これはどっちかにそろえた方がいいように思います。

いかがでしょうか。清水部長、どうぞ。

清水産業技術部長 ここは岡崎委員ご指摘のとおり、若干ワーディングに混乱があったかもしれません。我々としては同じ主語で書いているつもりでございましたが、この2)のところで「提案者」としてある部分と同じ表現が3ページ目では「調査の実施者は」という主語で書いてありまして、そこは若干混乱していたかと思います。したがって、これは「調査の実施者」という形に定義をそろえた方が良いのかと思います。ただし、審査採択段階で調査を実施するかどうかはまだ固まっていない者を「提案者」と書いている部分もありますので、ここはもう一度精査させていただいて、言葉の使い分けを明確にさせていただきたいと思います。

原科委員長 では、これはどちらかに統一するということにいたしましょう。同じ意味合いです。では、先ほどの文章、提案者をちょっと外してもう一回読みますと、今の議論を踏まえまして、こんな表現かなと思います。私も「明らかにする」の表現でいいかと思いますので、私の提案を申し上げます。「提案事業の必要性・優位性を明らかにするために、ゼロオプションも含む他の選択肢との比較等を可能な範囲で行う。」と、そのぐらいコンパクトに表現したらいかがでしょうか。

どうぞ、松本委員。

松本委員 ゼロオプションという言葉ですが、私は単純に日本語で「事業を実施しない場合や考え得る他の選択肢」と書いて大丈夫かなと思ったんですが。

原科委員長 では、事業を実施しない場合や他の……。

清水産業技術部長 ここは先ほど村山委員からご指摘がありましたけれども、事業の効果というのは、事業をやらなかった場合に対して、この事業をやったらどれぐらいの効果があるのか、という意味で私ども書かせていただきました。したがって、ワーディングにはもう少し細かい精査が要るかもしれませんが、単純に「明らかにするために、事業の効果、考える他の選択肢との比較等を可能な範囲で行う。」ということでしょうかと思いますが、いかがでございましょう。ゼロオプションという言葉が我々嫌ったわけではないのですが、これは事業を既にやることになっていて、やらなかった場合との効果という議論ではありません。今回の場合は、事業をやりたいという提案を何もないところに提出してくるものですから、それをゼロオプションと呼ぶよりは、むしろ「この事業をやったらどれぐらい効果があるのかを明らかにすべし」という趣旨をワーディングの中に我々は含めたつもりであります。

原科委員長 意味合いは同じですね。

清水産業技術部長 意味合いは同じです。

原科委員長 そうすると、ゼロオプションという言葉は余りなじみがないと思いますから、「事業を実施しない場合を含む他の選択肢」と、そういう表現はいかがでしょうか。今の松本委員のご提案ですが、それはちょっと清水部長は若干ニュアンスがネガティブになるから……。

清水産業技術部長 やはり事業を行った時の効果をはっきり書いて欲しいという点が我々の求めるところなものですから、このキーワードは残していただきたいと思っています。

神崎委員 ただ、ここは環境社会面において環境社会影響を配慮するときに、なぜ代替案を検討することが必要かということが抜けてしまうと、ただの、この事業がいかにかというのを強調するだけの代替案検討ということになってしまうので、そういうニュアンスは残しておいた方がいいように思います。

原科委員長 それはどういう表現になりますか。今の表現では出ませんか。

事務局（藤崎） 神崎さん、次の文章で、「比較検討に当たっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮する。」と述べていますが。

神崎委員 そこが入っているのであれば、今の原科先生案はここで切るということですね。そうすると抜けてしまうかなと思うんですが。

原科委員長 では、もとの文章、ほとんど。

原科委員長 どうぞ。

岡崎委員 私もここは重要だと思います。確かに松本委員がおっしゃるとおり、基本的な考え方ですから、なるべくコンパクトに大切なことを絞って書くと。ただ、やっぱり事業を考える上で、環境社会にどんなによくても、経済・技術的に成り立たないプロジェクトはだれもやらないわけですよ。ですから、調査をする人はもちろんこのプロジェクトが経済的にすごくプロフィットする事業であって、かつ技術的にもフィージブルなものであると。しかし、それだけじゃだめなんだと。でも、環境社会の面だけで比較するということは、私はやっぱりプロジェクトの形成を考える上であり得ないオプションだと思うんです。

やっぱりプロジェクトというのがきちんと事業として成り立って、その上で最大限の環境社会配慮をする、あるいはネガティブなインパクトは極力緩和ないしは削減するという考え方はやっぱりどこかに残したくて、後の方を読んでも、それはざっと読んだところないようなので、そういう意味ではいかに環境社会配慮のガイドラインであっても、プロジェクトの提案する上での基本的な考え方というのは、まずプロジェクトというのが経済・技術的に成り立つ事業なんだと。しかし、それだけじゃ今の時代はもうだめなんだと。したがって、このガイドラインに即して環境社会に入る側面を考慮してくださいという部分は、私は非常に重要なメッセージだと思いますので、かつ、それはなくてはいけないメッセージだと思いますから、神崎委員のご提案どおり、残していただいた方がいいのではないかなと思います。

原科委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。そうすると、もとに戻る。いろいろ吟味した、まさにこれは吟味ですね。それでは、もとに。

事務局（藤崎） 比較検討のところは、もともとの先生がお書きになられたものからそっくり持ってきているんですよ、実は。

原科委員長 では、もとに戻しまして、先ほどの事業を実施しない場合を含むというのは、事業の効果、考え得る他の選択肢に含まれると、その趣旨が入っているというご説明でしたので、もとの文章を生かしまして、むしろ事業を実施しない場合を含むというのは調査実施段階の3ページのポツの4つ目のところに、事業を実施した場合、それから実施しない場合と並べて書いたらどうですか。そうすると、実施した場合をちゃんと書くから、実施しない場合と比較することで実施した場合の効果を見たいというのがわかりますから、そこに書いたらどうかな。そうすると、清水部長も安心でしょう。実施しない場合だけを書いちゃうと、何かしないみたいだけれども、した場合としない場合を両方書く。

清水産業技術部長 実施した場合の効果というのは当然実施しない場合との比較なので、両方を並べて書くことの意味がないように思いますが、いかがでしょうか。

原科委員長 具体的手続なので、実施した場合としない場合を書く。提供しなさいと。ここはもうちょっと詳しく具体的に書いた方がいいわけでしょう、手続の話ですから。

どうぞ。

松本委員 事業の効果だけを書くと比較ではないですよ。プラスの部分で、マイナス部分はないですよ。要するに事業を実施しなかった場合、今の例えば生活スタイルの中で維持されるものはあるでしょう。だけれども、本来、事業をやったら得られるであろうものが得られないかもしれませんよというような議論というのは、通常言われる事業を実施しない場合に議論の対象になるようなことかなと思うんですけども、若干ちょっとずれはあるかなと。その事業の効果というのと実施しないの場合の比較検討というのとは、やや少しニュアンスに違いがあるという気が私はしましたけれども。

清水産業技術部長 私は全く同じだと思っています。、我々が期待しているのは、「今のまままだこうなるから、この提案をしており、この提案事業をやるとこうなるのです」という提案です。これがまさにやらなかった場合との比較であろうと思っています。やった場合は、当然プラスの面もあれば、マイナスの側面もある、という比較評価になり、それがこの実施した場合の効果だと思っています。ですから、違いは基本的にないと思います。

松本委員 普通は事業の効果と悪影響の両方がセットでないと、他の選択肢と比較はできないですよ。

清水産業技術部長 そうです。プラス・マイナス両面……

松本委員 ここで効果だけを残してしまうと……。

清水産業技術部長 いや、効果として別にプラス効果だけを私は書いているわけではなくて、効果というのはプラスもあればマイナスもあるわけです。当然……

松本委員 なるほどね。私なんか効果と言われると、これはプラスだろうと、余りマイナスの効果というのを考えなかったんですけども。

原科委員長 効果はプラス側で、影響はマイナスというニュアンス……

松本委員 事業の影響ですかね、もしそうすると。

原科委員長 効果及び影響。事業を実施した場合、しない場合、その他の選択肢の効果と影響を比較考慮すると。そういうふうに丁寧に書いたらどうですか。

清水産業技術部長 効果・影響でも構わないと思います。そこはどれくらい正確に皆さんに

伝わるかというニュアンスの問題かもしれませんが。

原科委員長 では、基本的な考え方になりますので、ここはもとの文章を基本的に生かすというふうにしまして、提案者という表現はちょっと変える可能性はありますけれども、基本的にはこのままにいたします。そのかわり3ページ、2の案件形成調査の手続きの3ページ目の(3)調査実施段階というところの4つ目のポツのところの表現を少し丁寧にして、実施した場合、しない場合、その他の選択肢みたいな表現にしまして、それから、あとは効果・影響でしょうか、そういったものをきちんと書くということで、何となくもう1行ふえるような感じで記載をしたいと思います。

では、今のことはそういうことでよろしいでしょうか。

松本委員 確認でいいですか。

原科委員長 どうぞ。

松本委員 ちょっとくどいかもかもしれませんが、先ほど岡崎委員がおっしゃったような主語というのは結構重要かなと思っていて、通常でいえばジェットロのガイドラインであれば、基本的には「ジェットロは」という主語で全部が通せればいいのかと。ジェットロのガイドラインに幾つか「提案者は」とか、あるいは「調査実施者は」という主語を書くことに、読んでいて少し違和感を感じることは確かです。こういうことを確保するためにジェットロはこうする、というように書きぶりにするという方法もあるかなと思います。同じ内容で主語を「ジェットロ」にするということはあると思うんですが、この辺に対しては余り皆さん、こだわりはないですかね。

原科委員長 「ジェットロは」ですか。

松本委員 例えば、こういうことを確保するとか、こういうことを確認するとか、こういうことを求めるとか、主語をあくまで「ジェットロ」にするというような、非常にちょっと方法論の細かい話かもしれませんが。

原科委員長 なるほど。ジェットロが行うことを求める。

どうぞ、清水部長。

清水産業技術部長 おっしゃることはよく分りますが、この案件形成調査自身、実際に動き始めると、作業をするのはジェットロではなくて、調査をする実施主体になるわけで、私としては書き方はこの2ポツでいいと思っています。それを担保するジェットロの役割というのは、その上の(3)「ジェットロが担う環境社会配慮上の責務」のところに書き込んだつもりです。要するに、ジェットロは調査実施主体が本ガイドラインを遵守するよう適切に監理するということ

です。ジェットロが何をするのはここに書いてありますので、主語が明確に書き分けてあれば、私はジェットロと調査実施主体がまざっていても構わないのではないかと考えます。

原科委員長 今の件は、じゃ調査の実施者でよろしいですね。

では、岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 にステークホルダーという言葉があります。これは今や環境社会配慮で必ず使われる言葉で、一見自明のようなんですけど、例えばJICAのガイドラインを見ますと、ステークホルダーという言葉はステークホルダーと現地ステークホルダーとに書き分けているんですね。これをここで読むと、恐らく「想定されるステークホルダーの特定方法」と書いてあるので、現地ステークホルダーの意味だろうと思うんですが、なぜそれにこだわるかということ、ついついステークホルダーということ、そのプロジェクトが行われる周辺にいるような人たち、あるいはその事業に関心を持っているようなNGOというようなとらえ方があるんですが、一方で、例えば消費者とか、事業に直接影響を受けるわけではないけれども、しかし、事業の恩恵に与るような人たちだってステークホルダーなわけですね。ですから、あまり定義づけずに安易に使うべき言葉ではないんじゃないかなという感じを最近、仕事を通じて強く思っています。

もし、ここがJICAのガイドラインで定義づけている現地ステークホルダー、すなわち事業の影響を受ける個人や団体及び現地で活動をしているNGOということであれば、これは現地ステークホルダーという言葉の方がいいのかなと。いやいや、そうではなくて、もっと広い意味なんだと、JICAのガイドラインの定義づけによりますと、現地ステークホルダーを含んだ協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体ということで、ステークホルダーという言葉は明確に使い分けているので、想定している言葉の意味の確認と、それから確認した場合に、どういう表現が適当なのかということ、ちょっとご質問させていただきました。

原科委員長 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 1点、ちょっと確認方々、クラリフィケーションになるんですけども、私どもが読んだときに心配している点が、最初の文章では「実施機関との協議を可能な範囲で実施し」と、それから一番最後のところの行、「情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する」と。私どもの方で協議の対象はこの実施機関、1行目と同じというふうに理解をしたんですけども、とにかく、それだけでなく、その前の行の「ステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む」ということになって、またぞろ、ステークホルダーとの協議というようなことを連想してしまうんじゃないかという懸念をする人がいるものですから、もし

これが実施機関との協議ということであれば、そこを明確にした方がいいかなと思っています。

今、岡崎委員からお話ありましたけれども、現場ではやはり本当の上流段階で余りどんどん枠を広げて、考え得るステークホルダーに話を聞いて、その結果がネガティブな影響を及ぼすということは、非常に現場では懸念をされているので、もしここで実施機関との協議を優先させて、次に進む環境影響評価についての大まかな方向性、絞り出しを、洗い出しをここでは議論するんですということであれば、一応、そういうような理解で私はしているんです。確認ですけれども。

原科委員長 まず、岡崎委員のご質問に対しましてお答えします。私の考えは、現地ステークホルダー、それが中心だと思いますけれども、幅広く考えた方がよろしいかと思います。それから、高梨委員がおっしゃった点に関しましては、私も同じように実施機関との協議というのがここに書かれていることだと理解しております。ただ、その上で、それだけでいいのかという疑問も持っておりますので、高梨委員のご懸念になったことをむしろ少しは可能な場合には、そういうヒアリング等をした方がいいんじゃないかという感じは持っております。

満田委員、どうぞ。

満田委員 ステークホルダーからの情報収集あるいは対話あるいはヒアリングというようなことは、かなり議論をしてきたように思います。それで、また6月27日付の2ページ目の同様の記述を見ていただきたいんですが、この時点では表現ぶりとしては「事業によって影響を受ける可能性がある住民を含む、幅広いステークホルダーが特定された上で、情報収集や意見聴取が行われ、フィージビリティ調査など、次の段階以降の調査に反映されることが重要である。このため、スクリーニングの結果、カテゴリA」、このカテゴリAというのは要は影響がある事業という意味だと思うんですが、スクリーニングの結果、影響があるとされた「事業計画については、提案者は現段階で予測されるステークホルダーとの対話またはヒアリングを実施する。対話またはヒアリングが実施できない場合には、その理由を示すものとする」。

これは恐らくももとは、松本委員ご提案のものを色濃く反映した案だったと思うんですね。私は特に最初の段落、要はフィージビリティ調査以降の次の段階につなげていくために、ステークホルダーが特定される、あるいは情報収集や意見聴取が行われていることが重要なのであるという、これが非常に重要なのではないかと感じておまして、ステークホルダーからの情報収集等の項目に実施機関との協議のみしか書かれていないというのは、ある意味、混乱を招くのではなからうかということと、それから、この段落はやはり復活させていただきたいと考えております。

原科委員長 松本委員、どうぞ。

松本委員 まず、岡崎委員の点ですが、これは7月24日、第10回委員会に配られた用語の定義の中に、「ステークホルダーとは」という定義がなされています。参考までに読み上げさせていただきますと、「広義にはジェトロ事業に関係を有する、あるいはジェトロ事業により影響を受ける個人や団体、さらにはジェトロ事業に関し、知見あるいは意見を有する個人や団体のことをいう。とりわけジェトロ案件形成調査においては、同調査及び次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を踏まえ、プロジェクトが最終的に実施される場合の想定されるプロジェクトの実施者、想定される実施サイトを管轄する地方自治体の関係者、プロジェクトによって影響を受けると想定される個人や団体（非正規居住者を含む）、及びプロジェクトに知見もしくは意見を有すると想定される個人や団体（現地で活動しているNGOを含む）のことをいう」とこの委員会では提案をされていますので、かなり広い概念であると私は理解をしています。このくらい広くとっていいのではないかと考えております。

今の満田委員の点ですが、私もこの箇所については、このままの形でいいとは思っていません。一方で、基本的考え方、基本的な方針という中にどう書いたらいいのかというのも、先ほど自分で話したとおりであります。ですので、ここは、基本的には想定される実施機関、環境を所管する官庁、地方自治体、当該分野・地域に知見や経験を有するNGO経験者、影響を受けると想定される住民などから積極的に情報を収集するというを基本的な方針とすると。例えば、この段階でこうしなければならないとか、そういうことはここで書くことではなくて、基本的には積極的にそういう人たちから情報収集をしようという、そういう方針をまずここでうたった上で、少し細かい、どのぐらいやるのかとか、ねばならないのか、可能な限りなのかどうなのかという議論は手続の中で議論していくというやり方があるのではないかと思います。

原科委員長 では、幅広いステークホルダーから積極的に情報収集するという、そのコンセプトを書いた方がいいというのが今のご提案です。

清水部長、どうぞ。

清水産業技術部長 これは何回も申し上げてきたので繰り返になりますけれども、我々はこの調査の中でステークホルダー協議、情報収集、いろいろ議論がありましたけれども、ステークホルダーと何かをしなくてはいけないということを義務化することは適当ではないと申し上げてきました。そもそもこの調査の性格の議論もありましたように、実際に次のステップでやるべきステークホルダー協議の対象者であるとか、協議の内容を特定をしましょうという点はコンセンサスができたと思います。具体的な作業の時間を考えても、また事業主体が決まっ

ていないということを考えても、ステークホルダー協議的なものを義務づけることはおかしいと申し上げてきました。

ただし、ワーキンググループの中で満田委員からもご指摘がありました。そうはいつでも事業主体は想定されているのでしょうかということ。これは多分そうです。実際、提案される方というのは、「ここの電力会社にこういうことをやってもらいたい」と思って書いているのでしょから、そうしたところとはお話をして頂き、どういう関係者がいるのか程度の情報は取ってきたらどうかとして、この案文を書かせていただいたわけです。したがって、先ほど高梨委員がおっしゃったように、我々がここで協議と書いているのは、あくまでも想定される実施機関との協議です。それ以上を求めるのは、過剰な負担になるのではないかと考えている次第です。

原科委員長 ステークホルダー協議のための準備を行うということまでですね。

清水産業技術部長 はい、それがまさにこの調査の目的だと思っております。

原科委員長 松本委員、どうぞ。

松本委員 少しずれていると思いますが、私は協議を義務化しろという話をしているわけではないです。実施機関から聞いて、ステークホルダーの範囲をどのくらいわかるかということ、私の実感としては難しいと思います。中央官庁の実施機関に聞いて、一体、個別事業によってどのくらい影響範囲があるかというのを理解するのは結構難しいと思います。

ですので、やはりその地域で例えば自然保護活動をしているNGOであるとか、調査をしている研究者、文化人類学でその地域の民俗に詳しい人とか、あるいはやはり地方自治体ですよ、県であるとかディストリクトであるとか、そういう人たち、さらにこの間の議論でも出ましたけれども、環境を所管している役所の協力というのも非常に重要だと思います。ですので、必ずしも被影響住民だけのことを指しているわけでもなければ、協議を義務化しろと言っているわけではなくて、この目的を達成するには実施機関と協議するだけでは到底できないと私は実感としては思います。

原科委員長 どうぞ、清水部長。

清水産業技術部長 いずれにしても、ステークホルダーといろいろな意見交換を行うのは、次の段階でやるべきことだと我々は思っています。どういう人たちと協議をやるべきなのかをあぶり出すのがこの段階の主目的だと思います。今、松本委員がおっしゃったように、幾つか特定のステークホルダーまで掘り出して、この調査の段階で意見を聞くということまで求めるのは、やはり行き過ぎではないかと私は考えます。

原科委員長 ここはなお難しいですね。

村山委員、どうぞ。

村山委員 いろんなタイプのプロジェクトがあると思うので確かに難しいんですが、あくまでここに可能な範囲でというふうに書いてあるので、そういう意味では実施機関に特定をするよりは、少し広目にした方が私もいいと思っています。ただ、具体的に挙げた方がいいかという、ちょっとそこも難しいような気がするので、例えば実施機関というところはステークホルダーというふうに変えて、先ほど松本委員がおっしゃったようないろいろな主体を含める。逆に、その下に書いている想定されるステークホルダーというのは、先ほど岡崎委員がおっしゃった現地ステークホルダーに多分当たるので、ここはむしろステークホルダーという言葉は使わずに、現地の関係住民及び団体とか、そういう形に変えればどうかというふうに思います。

原科委員長 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 今、村山委員からお話があったんですけども、そうするとまたJICAのいわゆるガイドラインにあるステークホルダー協議というのが、まさに前面に出てきちゃうようなやっぱり気がするんですね。通常、私どもが考えるこの段階での調査では、恐らく対象地域がまだ十分決まっていないでしょうし、それからステークホルダー、特に住民等の話についても恐らくルートなり対象地域、まさにプロジェクトの被影響地域って特定されないと思うんですね。その段階でステークホルダーとの協議というようなことを書くと、また、それがミスリーディングで、要するに必要なところの話を聞かざるを得ないというようなことになったり、あるいは聞いたことによって変な影響が出たりということで、そこは初期段階で、そういう上流段階ではやっぱり基本的に避けるべきだろうと思うんですね。

この文章を私がいいなと思いましたが、少なくとも想定される実施機関については、恐らく現地で調査をした人たちはこういうような問題があるとか、こういうような想定されるというのを実施機関に報告をして、そして次にもし実施するんであれば、要するに事業を次の段階で持っていくんであれば、こういう点をぜひ配慮してEIAのプレーをやるとか、そういうようなことをここで提案をして、実施機関と協議した結果をまとめるというようなことで、私はこれで非常にこの段階での調査としてはいいかなと思っておりますけれども。

原科委員長 神崎委員、どうぞ。

神崎委員 前回の委員会でどなたかおっしゃっていましたが、実施機関と環境を管轄している機関が違ったりして、面会を申し入れても、なかなか会ってもらえないこともあるというようなこともおっしゃってましたので、それであればなおさらのこと、現地のことをよ

く知っている地元のNGOや住民に会って協議とまではいなくても、ヒアリングをして影響項目の洗い出しのために会って話をするということは、やっぱりやった方がいいんじゃないかなというふうに思います。

原科委員長 なかなかそういう難しさがあると高梨委員はご経験からお話になったと思います。それで、私は基本的にこの文章はこんな格好にしまして、あるいは実施機関等でもいいかもしれないですね、今おっしゃったことを勘案しますとね。ただ、記述するで、その後にワンセンテンスをつけ加えてはどうかと思います。それは、「また、可能であれば、それらステークホルダーからの予備的な情報収集を行う」ぐらいの表現でもよろございますか。どうでしょうか。

どうぞ。

清水産業技術部長 私は今、神崎委員のおっしゃった議論は3カ月ぐらい議論を戻っていると思います。要は事業の実施主体でない人がステークホルダーと意見交換をすることの弊害の方が大きいのではないかとずっと申し上げてきたわけです。事業実施主体がまだ決まっていない、想定はされているにしても、決まっていない段階で調査をする人が現地の方と会うというのは、極めてミスリーディングなことになるのではないかという意見も何人かの委員……。

原科委員長 ただ、逆に調査するからこそヒアリングも必要だということがあるんですよ。

清水産業技術部長 ですから、我々はいろいろ情報を収集することをやめろと言っているではありません。しかし、調査の中で義務化すると、かえって形式的にとりあえずこの人に会ってきました、といった情報が入って、おかしなレポートになるだけではないですか、とワーキングの時にも申し上げました。

この委員会が始まった頃の議論でも、報告書の中に余りきちんと現地と意見交換していないにもかかわらず、あたかもきちんと意見交換を行ったような書き方がしてありますね、というようにご指摘がありました。仮にそうしたことを求めることになると、形式的に表面的なヒアリングだけをしてお終いにするということが横行すると私は思います。そういったことを避けるためにも、ミニマム、やるべきことだけを書くべきです。

原科委員長 義務づけするという議論ではないと思います、皆様のご意見は。可能な範囲内でやってもらいたいということだと思います。

どうぞ、満田委員。

満田委員 神崎委員も、今委員長がおっしゃったように義務化するというようなことではなく、可能な範囲でという、あくまでもまくら言葉つきの話だと思うんですね。それから、これ

も繰り返しになりますが、協議なり対話なりの目的が合意形成のためのものであれば、それは確かにミスリーディング、実施機関がやるべきことということになるんですが、この案件形成段階においてはやはり重要なのは情報収集と、今後やるべき案件形成に当たってステークホルダーから情報収集してくるということなんだと思っています。

ですから、私の提案としては前々回の委員長案のように、なぜこの段階でステークホルダーからのヒアリングを可能な範囲でやるべきかというその背景的な文章を書く、要は次の段階につなげることが重要であるということをも明記するというのと、それから実施機関に関しては私はこの原案、実施機関の協議を可能な範囲で実施するというのは、むしろ実施機関とのやりとりはマストなのではなかろうかと思っていますね。それも実はジェットロさんの公募提案要領のどこかに、ちょっと今お示しはできませんが、実施機関とはきっちり対話をするということはどこかに書かれていたようにも思いますし、実際問題、幾つかの報告書をレビューしたところ、皆さん、きっちり実施機関とも情報交換といいますか、協議というのはなさっていると思います。

それから、また、ステークホルダーといいますか、現地あるいはその自治体、その他関係者へのヒアリングも案件、特に大きな影響が与えられるカテゴリ A レベルの案件では、実際問題、かなり踏み込んでなされている例もありますので、やはり可能な範囲で、それからもう一つは J B I C のガイドライン、可能な限り早期の段階からステークホルダーとの協議を実施するということがうたっておりますので、円借款に結びつけることが目的であれば、やはりこの案件形成調査を活用したステークホルダーからのヒアリングというのは望ましいと考えております。

清水産業技術部長 よろしゅうございますか。

原科委員長 清水部長。

清水産業技術部長 「可能な範囲内で」と書けば、何でもかんでも色々なことをガイドラインに書けるという考えは、私は適当ではないと思っています。実施機関との協議というのは、我々はマストだと思って書いています。ただし、今回このガイドラインが対象にしている3つの受託調査をご覧いただければ分りますが、例えば石油調査でイラクに行けと言っても、これは無理です。これを義務化することは絶対できませんので、「可能な範囲内で」という書き方をさせていただいています。もちろん、ほかの案件についても、やろうと思ってもできない状況は当然あると思いますので、「可能な範囲で」という表現を書かなくてはいけないと思っています。

しかし、ここで「可能な範囲内で」と書けたことを理由に、「可能な範囲」という枕言葉をつけてステークホルダーとどんどん協議をしてください、情報収集をしてくださいと書くことは、やはり協議した結果を報告書の中に書けということを強要することにつながるのだと私は思っています。実質的にステークホルダー協議を求めることの負担が余りに大きくなるというふうに私は考える次第でございます。したがって、ステークホルダーからの情報収集の結果をこの調査段階で書かせるということは、私は極力避けるべきだと考えております。

原科委員長 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 この段階でここまで恐らく書いたということは、ジェットロさんの調査では、そういう面で今までないことだと思うんですね。ですから、これはやっぱりガイドラインの大きなメリットだと思うんですけれども、そういう面では従来から、この段階において少なくとも実施機関を含めて、こういったステークホルダーのことを書くというのは余りなかったと思いますので、そういう面ではこれだけでも今までと比べれば、大分進歩していると思うんですね。

私どもの懸念するのは、そういうステークホルダーの協議というようなことを書くと、そのガイドラインがまたひとり歩きをして、前から申し上げていますが、ジェットロさんは必ずしも援助機関じゃないということであれば、そういうのは必ず提案者に向かって、ここで書いてありますからステークホルダーからできるだけ幅広く意見を収集して、情報収集してくださいというようなことになる結果、ネガティブな非常に悪いインパクトを及ぼすというのは、現場では非常に考えられることがあるものですから、そういう面では少なくとも、こういう形でまとまっただけでも、さっきJ B I Cのガイドラインであれ、できるだけ早期の段階でというのは十分満たされるんじゃないかというふうな気がしていますけれども。

原科委員長 ステークホルダーとの協議という表現ではなくて、ステークホルダーからの情報収集ということだと思いますけれども、ステークホルダーからの情報収集を可能であればやってもらいたいと書き加えると、それが強制力を持つんじゃないかというご懸念ですね。

清水産業技術部長 この段階は、どういうステークホルダーが次の段階でいるのか、そこからどういうふうに情報をとるのか、ということを明確に書くということで、この調査の位置づけをはっきりすべきではないか、と思う次第です。

原科委員長 なお、ステークホルダーからの情報収集を拒むものではないぐらいのセンテンスになるんですが。

清水産業技術部長 拒みませんが、それをガイドラインに書く必要があるのかということですよ。私は決して拒んでいるわけではありません。報告書の中でもいろいろ書いている案件もあ

るわけです。しかし、ガイドラインに書けば書くほど、やはり協議をやらなくてはならないということで、現地でご苦労されることになりかねません。そうした悪影響を考えれば、ここは何も書かないで、皆さんの発意に任せるということかと思っております。

原科委員長 こういう考え方だから少し膨らませる意味を感じがしますがけれども。

どうぞ、村山委員。

村山委員 ちょっと余り長くなっても仕方ないんですけども、先ほど清水部長がおっしゃった可能な範囲でというのが義務化のイメージがあるということですが、ただ、の方でも「可能な範囲で」というのを使っていて、これも義務的なのかということ、私はそういうイメージを持っていなかったんですね。ですから、そういうふうなことであれば、の方は「原則として実施し」というような形にした方がむしろいいような気がします。加えて、ちょっと長くなりますけれども、ステークホルダーに関しては可能な範囲でという形で加えるという方が、一般にはわかりやすいのかなというふうに思います。

原科委員長 の「可能な範囲で行う」は私はマストで、スコープをどこまで広げるんじゃないかと、ある範囲内でいいという意味だと思ったんですけども、は「可能な範囲内で実施する」、それは今村山委員から原則としてという表現の方がいいんじゃないかというご提案です。どうでしょうか。

清水産業技術部長 の実施機関との協議を原則として実施するというのは我々としても。

原科委員長 では、これはそういう表現にいたしましょう。

清水産業技術部長 受け入れられるかと思えます。

原科委員長 そうすると、つけ加えることに関して相当義務づけるというような印象にならないかというご心配だということなんですが、いかがでしょうか、この件は。

松本委員。

松本委員 先ほどから、そうすることの悪影響というのがあるんですけども、もう少し、その悪影響が何かというのを教えていただけますか。

清水産業技術部長 松本委員、満田委員からのご指摘がありましたが、この程度しかやっていない調査にもかかわらず、ここまでの結論を書いているのではないかと、報告書の幾つかをご指摘されたように記憶しております。第2回、第3回あたりの委員会だったと思います。仮に「ステークホルダーから情報をとりなさい」とすれば、は形式的にとってくると思います。ここの住民のこの人と会いましたと、会いやすい人に来て、その人が、「影響ありません」と言ったとを書いてくるだけだと思います。こうした表面的なヒアリングを報告書

に書かせることが本当に良いのかということだと思います。こうした議論をした結果、このジェット口調査段階では、調査期間も短いし、実際に現地で調査にかけられるお金も限定されているし、次のステップで何をすべきかを書くべきですねという結論に達したと私は理解しております。

松本委員 今回の悪影響というのは、私はもう少し別のことではないかと。要するに、何かステークホルダーと会ったらすべてそれが何か悪用される、それはステークホルダーと会わないことも悪用されることはあるわけで、基本的にはそれは審査というか、出てくる報告書を読み取る力かなというふうには思うんですね。ステークホルダーと話をすればするほど、ごまかしがふえると捉えるのもどうかと、そういうものではないだろうとまず思いますね。

それと、もう一つはやっぱりここでこだわるのは、さっき満田委員も言ったように合意形成ではなく、この段階で広い範囲でスコーピングをするためには、やはり実施機関では不十分じゃないかなと思うんですね。もし相手国の事情から、実施機関を通さないでやるのが問題であるというふうを考えるのであれば、例えば実施機関を通じてという一言を入れても私はいいと思うんですね。実施機関と協力してという言葉でもいいです。私の経験からいくと、中央官庁の実施機関あるいは電力公社を通じて、本当にその事業によって起きる環境社会面でのスコーピングというのを幅広く行えるかどうかということ、非常に疑問がありますね。そういう意味でやっぱり私はステークホルダーからの情報収集というのは、重要なのではないかと思いますけれども。

原科委員長 これは重要なポイントだと思いますが、これをやっている時間がどんどん経過しますので、ちょっとこの辺で一回とめたいと思います。時間も1時間半過ぎましたので休憩します。コーヒーも届きましたので、アイスコーヒーを飲んでクールダウンしましょう。ちょっと休みます。

午後3時26分休憩

午後3時38分再開

原科委員長 それでは、休憩時間を終わりました、再開いたします。

先ほどの議論ですが、ステークホルダーからの情報収集等ということでございまして、原案の文章の一部だけ今のところ変えるということで、「実施機関との協議を可能な範囲内で実施し」という表現を「実施機関との協議を原則として実施し」、そういうふうに変えます。あとワンセンテンス加えるかどうかで今議論がまだまとまっておりません。どのようにいたしましょうか。

宮崎委員、どうぞ。

宮崎委員 ワンセンテンスというのは「特に」以下ということでもよろしいですね。

原科委員長 はい。

宮崎委員 私は、ここでは結論的にいうと加えない方がいいというふうに考えました。というのは、先ほど清水部長からもお話がありましたけれども、これがこう書いてあると、実際、調査機関の方が行って、そのあたりの住民の方にご意見を聞いてというふうなことになるわけでしょうが、そこがどれだけずっと広くできるのかということと、ある意味では賛成の人というか、という方だけに聞いてきて、全く形式だけに行われるという可能性というか、危険性がやっぱりかなりあると思うのですね。

実際、まだ、この案件は調査の段階は、実際、それが調査して実施されることになるかどうかというのはまだわからない案件なわけですから、そういう点でもいうと、やっぱり、このところは前半の「記述する」という文章でとめておいた方がいいのではないかな。ですから、後ろの方はもちろんステークホルダー、住民の方の意見を聞くということの意義はよくわかりますけれども、この段階ではまだこういうことは書かない方がいいのではないかなというふうに私は思います。

原科委員長 先ほど「可能な範囲内で実施し」を「原則として実施し」と言いましたけれども、「原則として行い」の方が日本語らしいですかね。それから、つけ加えない方がいいというご意見ですね、今のは。つけ加えるべきだと両方ございますので、どういたしましょうか。

どうぞ。

満田委員 繰り返しになって恐縮なんですけど、ただ、私がひとつご注意願いたいのは、ジェットロ案件調査は非常に大規模なインフラ事業も多く含まれておりまして、円借款に割とすぐにつながる可能性もあるわけなんです。私はかつて円借款の審査にかかわった身として、やはり円借款の審査段階に行われる協議の確認というのは、多くが事業計画が確定した上で、もうかなり遅い段階の協議で、それを協議録で確認するしかないということが現実的には多く生じていると考えています。

円借款につなげるということを前提としているのであれば、まさにこの段階、計画の代替案を検討するような早期の段階から、ステークホルダーからのヒアリングというのが少なくとも行われていることは必要不可欠であると考えておりまして、確かに調査期間も短いし、中途半端なことになってしまうわけですから、その後につなげる意味でステークホルダーの特定をしっかりとやると。

その段階に、実施機関のみからの情報では非常に不十分であると思っております、そのほかの専門家、NGOあるいは現地の住民自身に聞いて、今後の協議計画をこの段階でしっかりと立てるということは非常に重要だと思いますので、私の提案としては6月27日付の原科委員長案のように、やはり原則論ではありますが、この丸ポツの表現を「重要である」という語尾で終わる文章ですが、これをしっかりと書き込んでいただきたいというのが私の提案です。

原科委員長 これは両方の意見をいただきましたので、ちょっとここでストップしまして、次回の宿題にいたします。先へ進んでよろしいでしょうか。(3)に参りますが、よろしいでしょうか。

どうぞ、神崎委員。

神崎委員 すみません。私がちょっとお尋ねして反対をされた部分の確認です。注のところなんですけれども、これはいろんなご意見、岡崎さんなどの意見を聞くと、このガイドラインには盛り込まない方がいいんじゃないかというご提案でした。私はこのジェット口の姿勢を環境社会配慮の対策ができないものは、もうジェット口としては支援しないんだという姿勢を示すには、あっても別にいいんじゃないかというふうには思いますが、もしどうしてもこれはそぐわないということであれば、やむを得ず外すことも考えられるかというふうに思います。ただ、これは確認したいのは、この公募要項の中に残るものなのか、それとも公募要項も今後変えていくのでわからないわけですね、ということなんですか。それは確認だけです。

清水産業技術部長 公募要項は毎年必要な見直しはしてまいります。当然のことながら経産省の求めるものが変われば我々も変えざるを得ません。神崎委員のおっしゃったことは、提案をはじくところの考え方ということでしょうか。

神崎委員 そうです。

清水産業技術部長 そこは我々は基本的には変わらないと理解しております。もちろん、経産省が変えれば話は別ですが、少なくともどう考えてもやはり不適切な提案ははじいていくという原則論は変わらないものと認識しております。

事務局(藤崎) つけ加えますと、第 部の基本的事項のところ、ジェット口事業全体として環境社会配慮をやっていくんですよという基本的な書きぶりになりますので、そこはそちらの方で読んでいただいた方がいいのではないかと思いますけれども。

原科委員長 松本委員、どうぞ。

松本委員 今の神崎委員のところは私の解釈ですと、基本方針よりもむしろ手続の審査の段階で、採択の段階で議論した方がいいのではないのでしょうか。私も一体何が採択の基準なのか

がちょっとわからないので議論をしたいところなので、今の神崎委員の挙げられた点もむしろ
手続の中に入れ込む、あるいは議論をすることかと思っています。

神崎委員 やっぱりその可能性も残して先に進むことにしませんか。

原科委員長 では、今のことはそういうことにしましょう。

そのほかどうぞ、清水谷さん、どうぞ。

オブザーバー（清水谷） 東京工業大学大学院の博士課程の清水谷と申します。

この2)のの部分で、参考情報としてちょっと述べたいんですが、先ほど事業の効果の中に
プラス・マイナスがあって、実施しない場合を想定して、その効果をプラス・マイナスを評
価するということの、そういう議論があったわけですが、実際、ゼロオプションと、実際に事
業の効果を実際の場合は意味が違うのではないかということをおっしゃいます。

実際、事業の効果といいますと、そのベースラインを測定した後に事業を実施すればこうな
るといって、その過去の一点の現状から、どういう開きが出てくるかということを実際のア
セスメントの中でもよくやられているかと思いますが、実際、ゼロオプションという何もしな
い場合というのは、現状が何もしなくてもどういうふうに変化していくかというまた変化を見
るものでありまして、事業の効果というものの自体を何もしない場合で変化の傾向もとらえて、
その中で比較をするという場合であれば意味をなすかと思いますが、実際にコンサルタントに
頼んで、コンサルタントが何をするかというと、やはりそのときに調べたデータとの比較を実
際やるということが一般的だと思いますので、そういう意味で、この部分におきましては事業
をしない案を含みという言葉はぜひ残していただければと思います。

原科委員長 わかりました。どうもありがとうございます。では、そのことも含めて表現を
考えます。

清水産業技術部長 今、おっしゃられたベースラインというのは何ですか。

オブザーバー（清水谷） 実際にアセスメントをシステムチックに行う場合に、現状把握と
いいますが、現状を把握するということの中で、現状がそのとき調査をしたものが例えば数値的
なものであれば、その数値がそのまま固定されるといいますが、調べた時点での現状というの
がベースラインになります。

清水産業技術部長 通常、調査をされる方は、「今のまま放っておいたらこうなってしまう
ますが、それに対して私たちの事業をやれば、こういう効果が、こういうプラス・マイナスが
あるでしょう」、といった提案を書いていらっしゃるのが普通だと思います。例えば、「この
ままの状態だと交通渋滞がこんなにひどくなります。だから、この橋をつくったら、こういう

効果があります」という提案を書いてくるのだと思います。このまま放っておいたらこうなる、という見方はベースラインではないというご説明をされているのでしょうか。

オブザーバー（清水谷） ですから、そのときに傾向を示すデータがあって、そのベースラインというんじゃなく、何もしない場合の傾向と比較される場合であれば、それは今おっしゃられたとおり、事業の効果というそのものが正確に出てくるかと思いますが、実際、何もしなかったとしても、例えばほかの事業だとか、ものが何らかの影響があって、将来、実際にどうなるかという予測をもとに、その議論をされるということであれば、私は問題ないかと思いますが、過去の調査をした一点でのみ、調査をしたそのデータに基づいて判断されるということは、その危険性を含むということをちょっと言いたかったということです。

清水産業技術部長 常識的にはビジネス・アズ・ユージュアルなケースと、何かをやったときどうなるかというケースの比較をするのだと思います。おっしゃったようなスタティックな現状の数字と10年後のプロジェクト効果を比較するということは、常識的には皆さんされないと思います。ご懸念されるようなことは起きないと私は考えておりますけれども、いずれにしてもご指摘はおっしゃるとおりだと思います。

原科委員長 今おっしゃったことがわかるように、うまく書くようにしたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。松本委員。

松本委員 この案件形成調査の場合、スコーピングが重要であるというのは、今まで何度も議論してきたと思うんですね。そのことが前提に書かれていることは確かなんですが、しかし、この基本方針の中にスコーピングについて記述がないことに、少し私は違和感を持っています。ですので、重複はどうするかというのはありますが、幅広い環境社会配慮項目の洗い出しということで、1項目立てた方がいいのではないかと、スコーピングということで立てた方がいいのではないかとこのことを私は思ったんですが。

原科委員長 そうですね、スコーピングを忘れていましたね、当たり前だと思ってね。確かにここにちゃんと書いておかないとぐあいが悪いですね。

事務局（藤崎） 前提としては書いていたんですけども。

原科委員長 そうですね。そうすると、これは2)のどこに書いたらいいのかな。 と の間ぐらいですかね、 と の間ぐらい。スコーピング。では、それは工夫します。

それでは、そういうふうなことで次の(3)に入ってよろしいでしょうか。つまり、「ジェトロが担う環境社会配慮上の責務」というところに入ります。

清水産業技術部長 1点だけ、今の点で確認です。

原科委員長 どうぞ。

清水産業技術部長 スコーピングをどう書くかというワーディングは別にして、スコーピングの概念をこの と の間に入れるということでしょうか。中身は3ページの(3)の「調査実施段階」の1つ目のポツのような概念を入れるという理解でよろしいでしょうか。要するに、「環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを行う」という、この概念を書くという理解でよろしゅうございますか。

松本委員 私は実はこれは何度も口頭では議論しましたが、フィージビリティ調査などで配慮すべきという次のステップで、これは実は同じ2ページの(4)のところですかに書いてあるものとちょっと重複があって、この重複についてやや心苦しいんですが、案件形成調査では次の段階で想定されるフィージビリティ調査などで配慮すべき環境社会配慮影響を幅広く洗い出すという、まさに、今、清水部長がおっしゃったようなことではあります。これは確かに重複をしているんですけども、基本方針というものの中にやはりこれがないと、少し違和感があったということです。

原科委員長 調査における配慮事項なので、調査作業のときに代替案の比較検討とステークホルダーからの情報収集等とスコーピングの3つは入れておきましょう。スコーピングは2番目に入れましょうということとなります。

清水産業技術部長 そうすると、今まさにおっしゃったように、(4)とオーバーラップが出てくると思います。確かに重要な項目として2)の配慮事項に入れることは一つの考え方かと思いますが、そうすると(4)をどう書くかという議論にあります。

原科委員長 (4)を整理する手もあるかもしれないですね、場合によってはね。

清水産業技術部長 ここがある種、スコーピング的なことを書き込んでいる部分ではございます。

事務局(藤崎) それと基本的な考え方の(1)前提のポツの2番目、それが完全に要するに幅広い洗い出しを行うということなんですね。だから、また、それは繰り返し……。

原科委員長 問題を表現はしているけれども、表現の仕方が問題だな。スコーピングというキーワードが入っていないことはちょっとまずかったかも。だから、(4)の中にスコーピングとかを入れてもいいのかもしれないですね。

事務局(藤崎) (4)ですか。

原科委員長 (4)のところ。中身はスコーピングなので、そういうキーワードをここにうまく入れて文章を少し直す手もありますね。

神崎委員 ちょっと私だけかもしれないんですけども、スコーピング、何かスコーピングの前のような気がするんですけども、洗い出しというと。

事務局（藤崎） 多分、議論していきまして、要するにスコーピングという言葉も、この委員会の場で使われているんですよ、何回かね。ただ、言われたとおり、ちょっと普通のスコーピングとは違うかなという……。

原科委員長 スコーピングの前半。

事務局（藤崎） ですから、ここで定着してきた言葉というのが、幅広い洗い出しを行いということなんですね。

原科委員長 スコーピングというのは、2つのルートという言い方をよくしますけれども、一回拡散して、また絞り込んでいく。だから、拡散と絞り込みとある。拡散の部分と、それからこの次に絞り込むんで、だから……。

神崎委員 絞り込みまでいかないスコーピング。

原科委員長 スコーピングの前半ですからね。それで、ここでは不確実性という言葉を使わなかったのかな、それでは。

事務局（藤崎） そうです。

原科委員長 通常のスコーピングとちょっと違うと。

松本委員 前提に主目的という形で書かれていますし、手続上も書かれているということで、これは書かないということでは、それはあり得ると思っているんですね。ただ、基本方針の中にこのスコーピングのことが書かれていないことにやや違和感を持っただけで、あちこちに書かれているから、これはもっと重要なんですよという認識であれば、それでもいいかなとは思っているんです。

原科委員長 難しい。

事務局（藤崎） 要は、ここの議論の場で一応まとまりを持ってきたのは、要するに環境社会配慮調査項目の幅広い洗い出しをやるんですよというところは、何か一致を見ているんで、それを主目的はという形であらわさせていただいたということで、逆に言いますとスコーピングという言葉を使うと、何か委員会の中で議論が出てきてしまうので、ちょっと言葉自体としてはここでは避けたんですけども。

原科委員長 でも、スコーピングは1カ所ぐらい入っていてもいいかもしれないですね。スコーピングという概念との関係がわかるように、幅広い洗い出しがスコーピングの前半部分だとわかるようにちょっと説明して。それはちょっと工夫しましょうか。 と の間に入れるか、

あるいは、だから（４）で加えた方がいいかもしれないですね。どうでしょうか。では、今の件は（４）を議論するときに、また再度ご意見いただきたいと思います。

では、戻りまして（３）ジェットロが担う環境社会配慮上の責務、この部分はいかがでしょう。

どうぞ、松本委員。

松本委員 私は４月の段階で出したときには、この一番最初の中黒はどちらかというと、公募提案要項の中で明らかにして、それに従って審査を行うと書かせていただいています。２番目は進捗の監理ということでいいかなというふうに思っているんですが、やはりその審査の責務というのはあると思いますので、明記した方がいいというのが１つ目の意見で、２ポツ目については、ではどうやって適切に監理するかということについて、公募要項の中にも追加調査を求めたり、修正を求めたりするということも書かれていますので、一言、「必要に応じて追加調査や修整を求めることもある」と書いておくのがいいのではないかと思います。

原科委員長 必要に応じて……。

松本委員 追加調査や記述の修正を求めると。

原科委員長 今のご意見に対していかがでしょうか。審査ということを明確に書いてもらいたい。それから、必要に応じて追加調査や記述の修整を求めると。

清水産業技術部長 よろしゅうございますか。１つ目の審査のところは、具体的にどういう文章にされたいのかということをお教えいただければと思います。それから、２つ目のところは、２つ目のポツに入れるというお話ですか。ちょっと確認ができなかったのでクラリフィケーションです。

松本委員 そうです。１つ目はそれに従って審査・採択を行うという書き方になり、２番目が適切に監理し、必要に応じて追加調査や記述内容の修正を求めると、そういう書き方です。

原科委員長 １つ目のポツを２つに分けるとのことですか。

松本委員 いいえ。１つ目のポツの語尾を変えて、「それに従って」以降ですね、それに従って案件の審査・採択を行うと。これはあくまで公募提案要領の中で明らかにしているところもあるので。２つ目は案件の進捗の監理のところに含まれるので、適切に監理し、必要に応じて追加調査や記述内容の修正を求めると。

原科委員長 だから、今の１つ目のポツを２つに分けるわけですね。前半の方には審査するところを書いて、後半の方は適切に進捗を……。

事務局（藤崎） 松本さんが言われているのは、１つ目のポツについては……。

松本委員 「それに従って」以降に、案件の審査・採択を行うと。

原科委員長 それが1つですね。それで、「案件形成調査の進捗を適切に監理する」ということは外しなさいと言っているんですか。

松本委員 それは2ポツと重複するところがあるんじゃないかと思ったんです。

原科委員長 重複するので書かなくていいと。

松本委員 2ポツ目にそれは書いてあればいいのかなと。

原科委員長 「ガイドラインの遵守を図る」とちょっと意味が違うと思いますけれども、これは外した方がいいというご意見ですね。わかりました。

松本委員 趣旨としては1ポツ目には要項に従ってしっかりと審査をすることだと。2番目はやはりこのガイドラインに従って、その進捗を監理するんだというふうに分けた方がわかるかなと。

原科委員長 遵守じゃなくて進捗を監理するということは、2番目は「本ガイドラインの遵守を図る」と書いてありますよ。コンプライアンスのことを言っていますけれども、1番目は進捗の監理。

松本委員 ガイドラインに従って進捗を監理するというのは、やっぱり遵守と同じことだと思うんです。その述語はよくわかりませんが、私は当然、その遵守を図ることが案件監理、進捗の監理の一つのポイントだと思いますから、ガイドラインに沿って……。

原科委員長 遵守はもっと広いですね。進捗だけではない。ガイドラインの遵守ということではですね。

松本委員 適切に監理するということは、ガイドラインの遵守を図ることと基本的に同義だと思っているんですけれども。

原科委員長 進捗の監理だけではないと思いますけれども、ガイドライン……。

松本委員 ごめんなさい。進捗という……、そうか、進捗の監理。つまり、進捗の監理と遵守というのは別項目がいいということですか。

原科委員長 これはもともとがそういうつもりで書いていると思うんです。進捗の監理とガイドラインの遵守は。

清水産業技術部長 1つ目は、審査も含めて報告書を出していただくまでの全体を監理していくという大きな流れを書いています。2つ目は具体的に報告書を書く内容のところ为抓手出来ているのか否かをチェックしていくという趣旨で書かせていただいています。もしワーディングが分りにくければ、また検討したいと思います。

松本委員 これだと遵守を考えるのは最終報告書だけというふうに取り取れて、最終報告書の記述内容以外は特に遵守には関係ないというふうな。

清水産業技術部長 最終的なアウトプットが報告書でございますので、その中にどう書いていくのかということをご監理しているわけです。ですから、おっしゃるとおり、最後は最終報告書をどう書くか。その中には当然現地調査であるとか、いろいろな具体的な成果が入るわけでございますが、それが適切に行われているのかどうかを我々は見えていくということになります。

宮崎委員 よろしいでしょうか。今の議論の点は6月27日の原科先生が書かれた3ページ目の3)、「ジェット口は以下のような責務を負う」というところのポツが2つありますよね。そこにほとんど、今、松本委員が言われたことが書かれていると思うのです。ですから、それをここへ入れれば、8月9日版のところにも今の原科先生のそれをこっちへ持ってくれば、今、議論になったことは全部入っているのではないかと思うのですけれども。

原科委員長 ですから、今の8月9日版の1番目のポツが2つに分かれるんですよ。そういうことですね。

宮崎委員 分かれる。ですから、それでこちらの原科先生の文章でほとんど言い切れていると思うのですけれども。

原科委員長 松本さんもそういう趣旨ですね。だから、2つ目でなくて1つ目の文章。2つ目の遵守というのではなくて、進捗の監理のところだと思ったので確認したんですけれども。

松本委員 なるほど。遵守のところは実は余りよく考えていなかったもので、私がこだわったのはやっぱり審査のところと……。

原科委員長 進捗の。

松本委員 ええ。進捗のところできっとこのガイドラインと照らし合わせて、場合によっては追加調査も求めるというようなことが必要かなと。

原科委員長 その2つが、さらに遵守も考えてもいいですけれども。まず、この2つが大事だと。

どうぞ、清水部長。

清水産業技術部長 我々は、案件形成調査における環境社会配慮のガイドラインというものは、必ずしも審査だけではなくて、全体の作業をどのように環境社会配慮をしながら進めていくかということだと考えています。案件形成調査の進捗を適切に監理するというのは、審査であれ何であれ、すべてにかかるものとして書かせていただいたわけです。

原科委員長 調査の進捗と案件調査採択の審査は段階が違うでしょう。だから、採択の段階の審査と、採択した後の調査の進捗の監理、段階が違いますので分けた方がいいと思います。

清水産業技術部長 案件形成調査事業の進捗かもしれませんね。

原科委員長 事業がまず違いますから。ただ、調査の進捗を監理し、必要に応じて追加調査、報告書の修正を調査実施者が求めるということは調査自体の中身の話ですので、私は分けた方がいいと思います。松本委員がおっしゃったようなことを今確認させていただいたわけですが、採択段階の話と調査段階とを分けておくと。全体のプロセスに対するコンプライアンス、これも重要ですから、これも加えてよしいと思いますけれども。遵守は当たり前ですが、ガイドラインをつくった以上ですね。それを具体的に、今、宮崎委員がおっしゃったように、審査を行うという段階と調査の進捗の監理の段階と、2つに分けて明記した方がいいと思います。

清水産業技術部長 我々が審査をする過程では、いろいろな考慮要件があるわけで、確かに環境社会配慮ガイドラインの中で書くとすれば、こうなるのかもしれませんが。しかし、審査を行う時に、採択の時に環境社会配慮の項目だけを見ているわけではありません。非常にたくさんの項目の中の小さいパーツと言ったら言い過ぎで怒られてしまいますけれども、重要なパーツではありますけれども、やはりそれだけで判断はしていないわけです。先ほど岡崎委員も冒頭ご発言されたように、たくさんのファクターを見ているわけです。したがって、余りストレートに環境社会配慮の内容に従って審査を行うのだと言ってしまうと、ミスリーディングではないかという気がいたします。

原科委員長 それに従ったことで表現はちょっと強いかもしれませんが。ただ、環境社会配慮上の責務という項目ですので、だから、環境社会配慮上はそれに従うということだと思います。

清水産業技術部長 審査に際して、こうした公募要領に定めた環境社会配慮の内容を考慮していくというのは当たり前の話だと思いますけれども、逆に言えば、それ以上でも以下でもないということだと思います。

宮崎委員 ひとつよろしいですか。

原科委員長 宮崎委員。

宮崎委員 清水部長のご意見なのですけれども、確かに検討されるときには環境社会配慮だけではないと。環境社会配慮はある意味ではマイナーなもの、もっと優先的に考えるべきことがある、先ほど岡崎委員のおっしゃったこととなります。しかし、そうかといって、本ガイドラインということで、それに従ってという日本語を入れると、何かちょっと強過ぎるのだとい

うふうなニュアンスでおっしゃいましたけれども、必ずしもそうではなくて、そのガイドラインに従って環境社会配慮の面はどうなっていますかということを検討するということであるとすれば、私は別にそれに従ってという文章が、文言が入っていても、全くおかしいことはないというふうに感じますけれども。

事務局（藤崎） 清水部長がおっしゃられたところと、今、宮崎さんが言われたところで、間をとるような形になりますけれども、要するに環境社会配慮面については、決められた内容に従って案件採択の審査を行うというような形にすれば、部長の心配も消えるんじゃないかと思うんですけれどもね。

原科委員長 そういう文言をつけ加えましょうか。

事務局（藤崎） ですから、やっぱりその審査を行うということと、調査自体の進捗監理というのはまた先生おっしゃったとおり、2つに分けた方がいいんじゃないかと思うんですけれども。

原科委員長 そうしましょう。それから、もう一つコンプライアンスを3つ目にちゃんと明記しておく。

岡崎委員 先ほど原科先生から、ガイドラインをつくる以上、遵守のことを書くのは当然だというご発言があったんですが、ただ、このガイドラインの性格がガイドラインに従って調査をする、ないしは調査をする調査の実施者の立場と、それを審査・監督するジェットロと、「者」がジェットロと調査実施者なわけですよ。

ここの文章は調査実施主体が調査をする場合に、あるいは報告書を書く場合に、ガイドラインの遵守を図る、適切に監理するということで一見当然のように思えるんですけれども、一方で、このガイドラインに書かれている文章というのは、これから民間の企業が調査を行うに当たって基本的な考え方を示しているようなところで、かつ、至るところに、可能な範囲でとか、必要に応じとか、解釈の幅が所与のものとして与えられている記載がすごく多いんですね。そういうものとコンプライアンスという言葉が対になると、要するに実際に調査をやってみて、現地に行ってみないとわからないことがいろいろあると。現地の想定される実施機関とか、ステークホルダーのところは宿題になりましたけれども、これから調査をするという中で、民間企業に対して遵守という言葉でここに書かれていることが強く出て、本当にいいのかなと感じます。

というのは、逆に言うと、それを守らなかった場合に、どういうペナルティーが科されるのかとか、そういうところにまで議論が発展しかねないので、できるだけ、このガイドラインの

基本的な考え方を、これはいつも吉田委員もおっしゃっていることなんですけれども、遵守という言葉が本当にジェットロの案件形成調査事業において、使う言葉として適切なのかなというのは、私はどうしても自分自身の中で納得ができない部分なんです。一つ一つチェックをしていって、違反があったら、その違反の責めに帰せられるような書かれ方に文章がなっていないように思えます。

一方で、ジェットロに対してジェットロがこのガイドラインをちゃんと守っているかどうか。これはジェットロのガイドラインですから、このガイドラインに従って何か事業を行うときに、不利益を被るような人がジェットロに対してガイドラインを守っていないじゃないかというのは、遵守という言葉はすんなりくるんですけれども、ここは調査実施主体に対してガイドラインの遵守を迫るような書き方になっているんですけれども、そのガイドラインそのものが実務の面では必要に応じてとか可能な範囲でとか、かなり幅のある書き方になっているので、必ずしも遵守という言葉がここで本当に適当なのかなというのは、私自身は疑問に感じています。

原科委員長 なるほど。遵守という概念が今回は当たらないのではないかということですね。いかがでしょうか、今の件は。

松本委員、どうぞ、

松本委員 確かに岡崎委員が言ったように、ちょっとここは日本語が主語は「は」も「が」もなりますので、「ジェットロは」が主語でこの遵守を図るようにとも読めないことはないですが、調査実施主体が図るようにとも読めると、主語が2つあるというような感じで、おっしゃることはそうかなというふうに思いますし、遵守についてはたしかパートワンですか、第 部でまとめて書いてありますので、ここは本ガイドラインにのっとなってとか、本ガイドラインの項目に従ってとかというような表現でも、十分意図は通じるのではないかというふうに思います。

原科委員長 そういうことであれば、なくてもいいですね。2番目で重複しちゃうかも。1番、2番でね。では、むしろこれを外して1番、2番をちゃんと書くということでいきましょうか。そういたします。

ですから、整理いたします。遵守という8月9日版の2つ目のポツは削除いたしまして、1つ目のポツを2つに分ける。分ける内容は、私が6月27日付でつくったものに沿いまして表現いたします。2つに分ける1つ目は、「本ガイドラインを通じて、各案件形成調査に求められる環境社会配慮の内容を公募提案要領の中で明らかにし、環境社会配慮面についてはそれに従って案件形成調査採択のための審査を行うこと」と、先ほど岡崎委員がおっしゃったような

ことを含めまして修正いたします。2つ目は「本ガイドラインに従って各案件形成調査の進捗を監理し、必要に応じて追加調査や報告書の修正を調査実施者に求めること」、こういたします。この2つによって先ほどの遵守のところはこの表現はやめまして、これは削除いたします。

あと、8月9日版の3つ目のポイントはこれでよろしいでしょうか。

清水産業技術部長 2つに分けた2つ目ですけれども、「必要に応じて」以下、つまり、追加調査、報告書の修正を調査実施者に求める点ですが、これは本当に必要でしょうか、というところはぜひ皆さんのご意見を伺いたいです。公募要領の中でも我々は調査報告書の作成基準に従わない、もしくは不十分な調査報告書は、ご自身の負担でやり直させますよということは書いています。ですから、ロジカルには確かに足りなければやらせるということになります。現実問題として「環境のこの部分が1パート抜けているから、調査をやり直せ」という話があり得るのかどうかということだと思います。相当程度出来が悪い報告書ではないと、なかなかそこまでやらせるというのは現実には難しいと思います。

ですから、最初の実施計画の中で、きちりとどういう調査をやるのかというのを詰め、それに従って調査をやっていたと監理をしていくことで、十分なのではないかと考えます。最終的な報告書で、どこまできちんとカバーされているかを見ていくということだと思います。つまり、ガイドラインの中にまで書く話ではないのではないかと考える次第でございます。

原科委員長 ガイドラインの中に書くまでもないというご意見です。私は必要に応じてということですから、ガイドラインに書いてよろしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

宮崎委員 私もガイドラインの中にこれを書いておいていただいていた方がいいのではないかと思います。実際にやっておられるわけですから。やっぱり、もし不足な点があれば修正してくださいということをお願いするということはこのガイドラインとして出しておいてもいいんじゃないかと私は思いますけれども。

原科委員長 基本方針ですからね。

宮崎委員 必要に応じてですからね。いつもいつもそうしろというわけじゃないわけです。

原科委員長 必要に応じてなので。

今、おっしゃったことで対応できるかと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、これは必要に応じてということを書き記してありますので、そういうことでやらせていただきます。

その次のポツ、8月9日版ですが、3つ目のポツです。「ジェットロは、各案件形成調査実施

中、ステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を調査実施者と共有した上で必要に応じて適切な対応をとる」、これもこのままでよろしいでしょうか。

事務局（藤崎） これは原科先生の6月27日版ですか、これからほとんど同じ、それをそのまま持ってきていると思います。

原科委員長 そうですね。それから、私は27日版であとフォローアップのことを書きましたけれども、これは議論いたしましたようなことがございますが、これはもう外すと、ここでは。これは経産省から委託された場合にはやりますけれども、ジェットロ自体でやるわけにいかないのを外すといたします。ですから、結局、3つになります。

では、（3）は以上でいいですか。松本委員、どうぞ。

松本委員 私はいいと思うんですが、ただ、この前の議論でまだペンディングになっている第 部のガイドラインの遵守と情報公開の中で、ジェットロは受け付けた意見を各担当部及び総務部環境社会配慮審査担当に送り、適切な対応をとるというふうに書いてあるんですね。私は重複するのはいいと思うんですが、少しニュアンスに違いがあると思うんですね。ですから、意見が来たときに、この項目に従って調査実施者と共有して、必要に応じて適切な対応をとればいいのか、それとも第 部に明記されるような形で、遵守にかかわるといような今は書き方になっていますが、これに沿って総務部の環境社会配慮審査担当にも送って、適切な対応をとるのかという、少し2つ、必ずしも全く同じ扱いをするようになっていないような気がしたのですね、第 部と第 部の書きぶりが。そこはちょっと気になっているんですけども、第 部にこのことが書かれていても私はいいと思うんですが、第 部と言っていることが全く同じであればそれでいいんですけども。

事務局（藤崎） 第 部の方はもっと、より幅広く、例えばCSR的なものも含めてということになると思いますけれども、それと、これは第 部の3つ目のポツですよ、おっしゃっているのは。

原科委員長 案件形成調査実施中ですね、これはね。

松本委員 そうです。3つ目のポツです。

事務局（藤崎） これはここで.....。

松本委員 というのも、前回、村山先生がたしか、この第 部の（5）のガイドラインの遵守と情報公開の議論をしているときに、結構、議論が余り集約しなかったのも、遵守だけにフォーカスを当てるかどうかという点。そこで、本文の第 部の議論になったときに、もう一度、考えた方がいいんじゃないですかという議論をされたという理解なんですね。それが1つ

はここではないかと。つまり、外部から来た意見をどうするんでしょうかと。遵守だけに限定して第 部で扱うんでしょうかと。それとも遵守と何とかにかかわらず、この(3)の3つ目の中黒で扱うのかというのが、ひとつ私はポイントのような気がするんですが。

満田委員 よろしいでしょうか。

原科委員長 どうぞ、満田委員。

満田委員 ステークホルダー等からどういう情報が来るかにもよるわけなんです、1つには遵守に関するような、これはひょっとして違反していませんかねというような情報が来る場合もあるし、ジェット口の調査でやってあるこれに関して、こういう情報がありますので活用してくださいという情報が来るかもしれないわけですね。私は両方ともあり得て、両方とも調査実施者と共有した上で対応していく。ガイドラインは第 部もありますので、それに関しては第 部で書かれている遵守の項目の記述にかかってきまして、第 部に関連した情報共有と必要な対応というのをここで改めて書くことは適切なのではなからうかと思っております。

松本委員 つまり、第 部で遵守に関する意見受け付けをカバーして、それ以外についてはここで扱いましょと。

満田委員 おっしゃるとおりです。

原科委員長 いかがでしょうか。(3)で今の上のところでは遵守を図る云々を外しましたので、これはむしろ遵守以外のことかな。そこで関連情報という表現になっていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

では、そのようにいたします。

では、(4)に参ります。

清水産業技術部長 今の2つ目のところで先ほど宮崎委員からお話のあった最後の点です。必要に応じて追加調査、報告書の修正を調査実施者に求めるというところですが、最終的にはこういった形というのはあり得ると思っておりますが、この「必要に応じて」のところは余り拡大解釈されてしまうと不相当と考えます。「もっとこういう情報も欲しかった、ああいう情報も欲しかった」と修正を求めることになるとまずいと思っております。極めて限定的に調査報告書の作成基準、環境社会配慮についてはこのガイドラインに従って洗い出しをやってくださいと書いてあるわけです。仮に、それに満たないということになれば、該当するということでしょうが、この1項目がちょっと抜けているんじゃないかと言うことで、全てやり直しなさいということはないといった点の確認をしたいと思います。よろしゅうございますか。

原科委員長 マイナーなことが理由ですべてをやり直すということはないでしょう。ただ、

マイナーなことは直しやすいし、逆にマイナーな部分だったら、マイナーな修正だったら逆にやりやすいと思います。

清水産業技術部長 これが足りないが故に、自費でもう一回調査に行っていることが出来るのかと言われると、多分出来ないと思います。

原科委員長 マイナーな修正とか、そういうようなことの方が多いと思います。

清水産業技術部長 ええ。文献調査でここがちょっと足りないのではないか程度の話というのは最後のチェック段階でできると思いますし、それは当然やっていくということになると思います。しかし、過度にいろいろなことを要求するのは事業遂行上もよろしくないと考え次第です。

原科委員長 それはおっしゃったとおり、とにかくもう限られています。半年ぐらいですから本当に限られているので、おっしゃることはよくわかります。余り過大な要求はできないと思います。

それでは、(4)に参ります。「案件形成調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲」、「ジェットロ案件形成調査は次の段階でフィージビリティ調査などを想定している。従って、ジェットロ調査で幅広い洗い出しを行う環境社会配慮の項目」、この辺でスコーピングという概念をどこかにうまく入れればいいのかと思います、説明のためにですね。したがって、次の段階で行うスコーピングのための準備としてとか、幅広い洗い出しを行うと、そんなような感じの表現にしたらいかがでしょうか。

満田委員 よろしいでしょうか。

原科委員長 どうぞ、満田委員。

満田委員 前回の第 部の議論のときに、環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲という項目が第 部にありまして、そこと重複しているのではないかと思うんですが、ここで改めてこの第 部で調査を行う最大限の範囲はこうですよと、改めて言い直すのであれば意義があると思いますが、若干重複感はあるんですが。

事務局(藤崎) 重複は承知だったんですけども、要は例えば第 部の方も一応環境社会配慮の項目とか、環境社会影響の範囲ということについては考えなければいけないので、部とにかく、もともとは先生の第 部にあったものをぼんちんと持っていったわけですね。しかし、それをここで消してしまうと、完全に消してしまうのはちょっとまずいということで、ここは一応 部の方を見てくださいねという表現にしてあります。

原科委員長 相互の関連がわかるように。

満田委員 であるなら結構でございます。

村山委員 よろしいでしょうか。こういう項目があるべきだというふうに私も思うんですが、ただ、ちょっと場所の座りがやや悪いかなと思っています。というのは、2)の で比較検討するというのが入っているわけですね。これは非常に初期の段階ですので、どこまで確実なものができるかわからないですけれども、恐らく比較検討する中でどういう項目を扱うかというのはある程度検討するはずなんですね。検討したのについて選択肢を含めて比較検討する。そういう意味では、(4)で書いていることは よりも前にあった方が順番としてはいいのかなという感じがします。ですから、例えば2)の中に(4)のことを含めて位置づけておいた方が、項目を洗い出して、それに関して可能な限り比較検討すると、そういう流れができるのではないかというふうに思います。

原科委員長 と の間に置くという位置関係。

村山委員 先ほど松本委員がおっしゃったことに関係します。

原科委員長 (4)は2)の と の間に入れるということで、(4)をシフトしましょうか、位置を。どういたしましょうか。それは先ほど議論いたしました。

事務局(藤崎) あるいは、「1)調査の実実施手続き等」ですよ、それで、その次に2)として環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲とする。

原科委員長 2が調査における配慮事項なので、ですから、今おっしゃったように、 の間ぐらいがちょうどいいかと思います。

事務局(藤崎) ちょっと、その前の方がいいんじゃないですか。

原科委員長 前がいい。

事務局(藤崎) の議論の前に。

原科委員長 代替案が決まらなると評価項目は決まらなるという議論は、たしか前やらなかったですか。代替案の範囲によって評価項目の範囲が変わってきます。例えば、道路をつくる時、トンネルをつくらない時は地下のことは余り考えなくていいですよ。

事務局(藤崎) の表現では代替案をリストアップするだけでなく、比較検討することになっていきますよね。

原科委員長 比較検討に当たってはそういうのを考慮する。考慮するものに関しては ですね。こういう範囲だと言った方がいいと思います。

清水産業技術部長 最初にフィールドを確定しておかないと、代替案も検討できないのでは

ないかと考えます。

村山委員 ですから、いずれにしても の前後、どちらかだということだと思います。

原科委員長 代替案の範囲が決まらないと評価項目が決まりません、普通の考え方では。普通というか、アセスメントの教科書的に言いますとね。例えば道路をつくる場合に、トンネルかどうかということ。地下を潜るということになれば、当然、地中のことをよく考えなければいけない、地下水とか。でも、地上だけの道路に代替案が限られていれば、地下水のことは考えなくていいですよ。だから、やっぱり代替案によって評価項目が変わってきますから。

事務局（藤崎） だから、先生、ここの環境配慮項目なんかでも物すごく幅広くいろんなものを入れているわけですね。

原科委員長 代替案と関係なくやることはできない。

事務局（藤崎） それは先生、そうだけれども……。

原科委員長 だから、代替案が先です。

事務局（藤崎） もちろん、それはそうなんでしょうけれども、ただ、例えば J B I C のものも J I C A のものもそうですけれども、そういった代替案という議論とは独立して……。

原科委員長 だから、 にしてあるわけ。独立しているんです。だから だと。 と の間にひとつ加える。 と の間という意味は3つになる、 、 、 とするという意味です。が代替案の話、 が評価項目、 がステークホルダー。

清水産業技術部長 私が先ほど申し上げたのも、独立させるのはいいのですけれども、村山委員がおっしゃったように、 の前か後かというのは考え方の問題だと思います。最初にこの配慮項目の土俵はどこなのかをきちんと書いた方が、次の選択肢を議論する時にも、その土俵の中から何をピックアップするのかという議論をするのにやりやすいのではないかと考えます。こういう考え方で1つ前に持ってきたらというお話があったのかと理解しています。

事務局（藤崎） 一応、第 部の方で掲げているのも一種の土俵なんですね。ですから、やっぱり例えば2)の前にちょっと置いておいても。

原科委員長 2)の前。手続のところに。

事務局（藤崎） いや、手続の次に2)としてこの項目と範囲というものを置いて、それで、その後、調査における配慮事項。

原科委員長 でも、項目と最後、調査における配慮事項じゃないんですか、これは。手続ではなくて調査における配慮事項でしょう。

事務局（藤崎） いや、調査を具体的にやる場合の配慮事項と、それから対象となる項目と

というのはまた別なんじゃないですかね。

原科委員長 項目の範囲をどうするかというのは、調査における配慮事項だと私は思いますけれども、どうですか。

宮崎委員 ちょっとよろしいですか。ちょっと私も(4)を今藤崎さんが言われたように2)の前に持って行って、この2)のところは確かに配慮事項ではあるのですが、ただ、配慮事項というよりも、もうちょっとこの範囲というか、先ほどもお話がありましたけれども、この文章を読んでみますと環境社会影響の範囲とか人権、そういうふうなフィールドを決めているような感じがあります。こちらの2)の調査における配慮事項というのは他の選択肢と比較検討しなさいという、かなり項目別的なところを言っているのです、やっぱり性格がちょっと違うのではないかなと思うんですね。ですから、結論的にはこの(4)を1)の後に持っていて、独立してこのままで2)にして、2)を3)にしてというように、一つずつ繰り下げていくということはどうかなと思いますけれども。

原科委員長 ちょっと私は違うように思いますけれども、皆さんがそうお考えなら、そうしましょうか。

宮崎委員 別に、それは一つの私の考えですけれども。

原科委員長 いやいや。私1人だけがそう思っているような感じがしてきましたので。

それでは、そういたしましょう。皆さんのご意見に従って、2)として今宮崎委員がおっしゃったように、案件形成調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲、それから、3)として今の2)を3)に変えまして調査における配慮事項といたします。

では、これで1番が一応一通り終わったようですね、基本的な考え方。次には2番目の「案件形成調査の手続き」に入りたいと思いますが、入る前に、この段階で何か、ここまでのところでご意見がございましたらお願いいたします。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員 1点だけ字句で、基本方針のところの最初のパラで下から3行目のところに、我々は現場ではいつも遭遇することですけれども、「相手国関係機関の協力等において」という協力、できれば体制とかということ。

事務局(藤崎) 協力体制等ですか。

高梨委員 協力体制等と入れていただく。実際、カウンターパートなんかは議会か何かですとステアリングコミッティーみたいなのができて、まさに体制ができるんですけれども、この段階では全く飛び込みだけでしかないですからね。そういう面では体制が全く違うということ。

すみません、それだけ1点だけお願いします。

原科委員長 「その段階・枠組み・調査期間・予算規模・相手国関係機関の協力体制等において」、そういう表現ですね。わかりました。

では、1番目は大体こんなことでよろしいですか。

それでは、2番目のところ、2ページの下の方になりますが、「案件形成調査の手続き」というところに参ります。

まず、(1)審査・採択段階。「案件形成調査の提案者は」というところ以下、5つポツがあります。いかがでしょうか。審査・採択段階における記述です。

どうぞ、松本委員。

松本委員 少し質問にもなるんですが、別紙を多分、ここで一緒に議論した方がいいのかなと思っていますけれども、別紙を見ながらですけれども、まず2番目、「環境社会に関する側面の検討」というところがあります。この中に……、これは変わりましたか。ごめんなさい。これは書き直し……、第10回と違いは。

清水産業技術部長 一つも変えていないはずです。

松本委員 同じですか。わかりました。そうですね、同じですね。

ここの星印のところなんですけれども、「環境社会問題に対してどのような対応策を検討したかを記述し」とあります。重大な問題の可能性がある場合は、そう書いてあります。これは対応策の検討の記述を申請段階で求めるということなんだと思うんですが、私はこれこそちょっと早急な適切ではない対応策、何かその場しのぎの対応策が出てくる心配をしています、ステークホルダー云々よりも。

これをどうしても入れたければ入ってもいいんですが、一番重要なのは、可能性がある場合は、この環境社会問題をどのように調査の中に入れ込むのか、入れ込んだ後の対応策をどのように検討していくかという、むしろ調査概要にどうやってここを反映するかの方が重要だと私は思っています。今の記述要領だとそこが少し明示的になっていなくて、環境社会面で問題があるものについては、どうやってそれに対応するのか、対応策を書くということが強調されているものの、どんな問題が起きるのかということはこの調査でどうやって明らかにしていくのかと点に結びついていないと思うんですね。もし私の解釈に誤りがあったり、あるいはこの記述要領の真意が別のところにあるのであれば、教えていただきたいというところですが、私の趣旨はわかっていただけましたか。いいですか。

原科委員長 今の点はどうですか。

清水産業技術部長 公募提案要領の中につけている個別案件表の中にも、この表現がそのまま載ってしまっていて、それをそのまま引っ張ってきたのがこの米印でございます。ここのタイトル自身はここに書いてありますとおり、「環境社会問題の可能性」ということで、以前、柳委員からご指摘があって、整理をしたところでございます。したがって、環境社会問題としてはどういうものがこの時点で考えられるのかということを経験的には書いていただくということでございます。確かに、対応策をこの時点でどこまで書けるかは、なかなか難しい点ではあるかと思えます。

ただし、「この時点でこういった方策がある」というふうに、ある程度の方向性がわかっているのであれば、実際、どこまで書けるかはよくわかりませんが、それを書いてくださいというお話でございます。もしこの表現自身がミスリーディングなものであれば、修正することは我々はやぶさかではございません。

松本委員 私はここで重要なのは、懸念される問題点をどのように調査の中で把握していくのかという、そのつながりだと思っております。やはりその点がこの要項の中に明確になっていた方がいいと思えます。この要項の1番「プロジェクトおよび調査概要」の(2)の調査項目の中にある環境社会配慮の項目と、次の項目の2番目にある環境社会に関する側面の検討でどんな問題の可能性があるかという2つがどうつながるのかとが重要な割には、ばらばらに書かれる可能性があると感じています。

それがなぜ重要かと申しますと、何が審査基準なのかがこの手続要項ではわからないからなんです。審査でどこを見るのかがわからないからです。例えば懸念される環境影響と、調査の手法あるいはスコープとか期間とか、それが適切につながっているかどうか、そういう点を審査で見るとは思っていないかと思っています。したがって、採択段階の1ポツと2ポツはつながってくる、つまり1ポツでこういうものを出してくださいね、2ポツはその中でこういうものを見ますねということを書くのではないかと思っています。しかし、この案だと、2ポツは単に「適正か審査する」としか書かれていないので、何が適正なものなのかということがわかりません。少し複雑な議論かもしれませんが、そういうこともあって、この別紙1の書き方と一体何を審査するのかということがつながってくると思えます。

満田委員 よろしいでしょうか。

原科委員長 では、満田委員、どうぞ。

満田委員 今の松本委員のご意見に私も賛成なんですけど、もう一つ、細かい話なのかもしれないんですが、別紙1において環境社会問題あるいは重大な環境社会問題となる可能性、可能

性だからいいんじゃないかという話もあるんですが、提案者にとって環境社会問題について、この時点であると書くのは非常に勇気が要ることです。むしろ、環境社会影響についてこの時点で何があり得るかということを書いていただいた方がよい。反射的に問題なしというふうにはやはり調査する側としては、あるいは提案する側としては書きたくないわけなんです。そういうような「問題」という強い言葉を使わずに、想定されるかもしれない環境社会影響についてこの時点で書いていただいて、それに対して調査においてはどのような調査を行うかということをご提案していただく方が、書く側としても書きやすいのではないかと考える次第です。

清水産業技術部長 よろしゅうございますか。お二方の意見でございますけれども、これまでもワーキンググループの中ではいろいろ議論させていただいたところです。特に満田委員からのご指摘については、柳委員からも、もともとの様式で、「環境社会問題の可能性と環境保全効果が分かれた場所にあったこともあって非常に分りにくい」とのご指摘でした。最初に出てくる記述欄で、「問題はありません」と書きたがるのではないかとということで、ここはパッケージにしたわけです。つまり、プラスの側面とマイナスの側面をきちん書いていただくという形にすることで、この環境社会に関する検討がある程度、きちんと両面を踏まえて書けるという形を我々は目指したものでございます。

ですから、ワーディングとして「問題の可能性」という表現がもし不適切であれば、もしくは誤解を招くようであれば、そこを直していくことは十分あると思います。いずれにしても、構造としてはプラス面、マイナス面をうまく書いて頂くということかと思っております。ここは逆に高梨委員からも、実際に調査をされる方がどのように受け取られるかといった感じについても、ご意見をお聞かせいただければ有り難く思います。

それから、審査に際してですが、審査の中で環境社会に関して非常に大きなインパクトがある場合には、その部分というのは、マイナスとは言いませんけれども、考慮事項になるということで、確実に見ていくということになるかと思っております。申請書は今日は添付しておりませんが、公募要領の中に当然のことながら添付してございます。環境だけではなく、様々な項目があるわけですが、それぞれについて採点をしていくというものでございます。

原科委員長 環境社会問題という表現よりも、環境社会影響の可能性ぐらいの方がよろしかろうというご意見だと思っておりますが、その辺はよろしいんですね。問題という表現をしなくても。

清水産業技術部長 むしろ、逆に皆様からご意見を頂戴できればと思います。

原科委員長 皆さんはどうでしょうか。高梨委員、どうぞ。

高梨委員 特にこの検討結果を私どもはやっぱりちょっと危惧したところで、この段階でま

さに提案をする段階で検討結果ということになりますと、ある程度、教科書的に書かざるを得ないところがあって、そういう面では恐らくジェットロさんの方では問題点を指摘していただいて、それをどう解決するかというのを前もって知っておきたいというようなことがあるんでしょうけれども、提案する側、実際、調査する側からすると、ちょっとここは書き過ぎのような気がしています。実際、これがあると、まだ現場で入っていないのに検討結果を書くということで、実際に入った場合はどうかというようなことも当然想定されると、ちょっと、これは大分酷な要求かなと思いますので、少しこの辺はちょっと私どもも検討したいと思いますが、検討結果をこの段階で求めるのは、若干いかがかなというふうな感じがいたします。

清水産業技術部長 わかりました。ここはまたご相談させていただきながら直していきますけれども、例えば今、この場で思いつきを申し上げるのもなんでございますけれども、「可能性がある場合は環境社会問題に対して、どのような対応策が現時点で想定されるかなどを記述し」ぐらいの方が適切なのかもしれません。

原科委員長 あるいは、環境社会影響に対してどのような対応策が想定されるか。

清水産業技術部長 そうですね。「問題」を「影響」に直させていただいて、今の時点で対応策の検討が終わっているということではなくて、今後、どういうことが想定されるかということを書いていただくということかと思います。

原科委員長 どうぞ。

松本委員 それで、願わくは先ほど私が申し上げたんですが、環境社会影響がある場合については、可能性がある場合については、それをこの調査の中でどのようにさらに調べるのかということが、この1番目の(2)にしっかりと反映するというようなことを示しておいていただきたいと。1の(2)のところでちゃんと、影響がある場合は、それをどのぐらい今後調べていくのかというようなことを書いておいてほしいというふうに、そういう指示があった方がいいというふうに思います。

事務局(藤崎) 清水部長、どうですかね。対応策というよりも、どうやって環境社会影響を把握する、ないしは調査するかというぐらいの方が、やる側としても書きやすいんじゃないかと思うんですけども。

清水産業技術部長 いずれにしても、この調査自身の中で具体的なことを実施するわけではありません。次のステップで何をするかということを書かなくてはいけませんから、対応策まで書かせるというのはなかなかしんどいかもしれないので、少しワーディングは考えてみます。

それから、この部分にどこまで具体的に調査の内容を書かされるかということですが、現実問題としては難しいかなと思います。そこはもう少し他に書ける場所はないかどうかも含めて考えてみます。もしかすると、この中に具体的な調査の基本的な考え方の様なものを書いていただくというのは、ご指摘どおりあるかもしれませんが。ここは公募要領の中の申請書をもう一度調べさせていただきまして、どこにそういった要素を入れるのが適切かということのを再考させていただければと思います。

原科委員長 村山委員、どうぞ。

村山委員 基本的に今の方向でいいと思うんですが、1つは「重大な」という言葉はかなり主観的なイメージがあって、これを入れると提案者の方がかなり慎重になってしまうように思うので、これは外していただきたいと思います。

それから、もう一つはスクリーニングの考え方をここに適用すると、影響がないという場合、このガイドラインに当てはまらないということになりますので、「ない」というふうに判断した場合には、明確にその理由を記述してもらおうということを含めておいた方がいいかなと思います。

あと先ほど神崎委員がおっしゃったことに関連するんですけども、もし審査・採択段階でリジェクトするというのも考えるのであれば、環境社会影響の洗い出しの前の段階なんですけれども、どの程度の影響なのかということも、書けるのであれば書いてもらった方がいいのかなと思います。ただし、具体的には少し難しいかもしれません。

原科委員長 重大かどうかはわからないけれども、ある程度わかるように記述してもらいたい。

村山委員 可能であればですね。そう言うを書いてはもらえないかもしれません。JICAの案件要請段階でも期待したほどあまり書いてもらっていないという状況です。ましてやこちらの場合だと難しいとは思いますがけれども。

原科委員長 この場合には2分類ということはこの前スクリーニングの考えで決めましたので、影響が明らかにない場合とある場合ですから、大まかな分け方なので、そこまで詳しく影響の程度を書いてもらうのは難しいかもしれないですね。

ほかにございますでしょうか。

私がもう一つ気になりましたのは、4つ目のポツのところで「採択候補案件については、外部有識者による審査/専門委員会でも」のところ。この「審査/専門委員会」のことをもうちょっと具体的に書いた方がいいのかなと思いました。その公開性とか、そういうような透

明性をどう確保するかとか、それから「採択案件の公示に際し」、これも前々回議論しました案件名だけでいいのか、概要も付すのかどうかございましたので、その辺のことももうちょっときちっと議論して書き込んではいかがかと思います。

村山委員、どうぞ。

村山委員 先ほど松本委員にご指摘いただいた点は、実はこのことに関係しているんですけども、たしか第一部で環境社会配慮に関する諮問委員会[A1]が設けられるということになっていますね。それと、この外部有識者による審査／専門委員会との関係が今のところまだ明確になっていないように思っています。当然、この審査／専門委員会の中に環境社会配慮の専門の方が入ると思うんですが、その方が環境社会配慮の諮問委員会とどういう関係にあるのか、こちらの方の審査／専門委員会は構成が公表されるのかどうか、そのあたり、もう少し議論した上でガイドラインの中に含めるべきものは含めていった方がいいと思っています。

原科委員長 では、この件に関して簡単にもしお答え願えれば。今の関係ですが。

清水産業技術部長 全体の諮問委員会のお話は事務局の方からということでございますけれども、この案件の審査／専門委員会につきましては、まさに案件を選ぶプロセスに関与していただくということです。したがって、前々からワーキンググループでも議論しておりますけれども、これは環境審査をやる委員会ではありません。案件を選んでいくプロセスをチェックしていただく委員会でございますというふうに申し上げます。言葉が適切かどうかわかりませんが、ある種、入札を行い、それをチェックしていく委員会でございますので、我々としてはこれは非公開でやっていくということを前々から申し上げているとおりでございます。

原科委員長 そうすると、環境社会配慮関係の専門家はどのような位置づけになりますでしょうか。

清水産業技術部長 この中に入っております。

原科委員長 その中の若干名、1名か2名が入っている。

清水産業技術部長 はい。

原科委員長 よろしいですか。そういうようなことというご説明でございます。これをさらに議論すると予定時間を過ぎてしまうので、この辺で一たんストップしますけれども、よろしいですか、きょうは。

では、きょうは予定時間が参りましたので、ここまでにいたします。

今回は8月30日ですか、事務局で30日のご出席が多いということで30日にいたします。この次はまた今度は第一部に戻るんでしたっけ。

事務局（植田） 次回はCSR、第 部の方に議論を進めさせていただきたいと思います。CSRのワーキングの委員の方、大変お忙しい中、恐縮でございますけれども、28日の午後2時からでございます。ワーキンググループを開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

原科委員長 それでは、きょうはここまでいたします。

きょうの議論に基づきましてまた直したものを事務局に用意していただいて、私もできたらまた少し手を加えさせていただきます。

きょうのところは何かございますか。よろしいですか。では、1つだけ。

松本委員 まだここは終わっていないということでもいいんですね、1番。2の(1)。

原科委員長 ここはまだです。

松本委員 これはまだ終わっていないと。

原科委員長 途中なんです。ですから、2の審査・採択段階は途中まで議論いたしまして、まだ終わってはおりません。というところでブレイクが入りました。

それから、ちょっとこれはおまけに配りましたが、宣伝させてください。環境科学会という学会でシンポジウムを行います。記念講演「環境アセスメント研究の新たな展開」ということで、特にパネル討論「国際協力における環境社会配慮」ということで行います。9月10日の午前中ですが、長崎大学でことしはこの環境科学会の年会が行われます。そこでパネル討論、ごらんのようにメンバーは実はこの委員会のメンバーがほとんどなんですけれども、ですから、委員会が向こうへ出張するような感じですけども、結局、こういう問題に対するキーパーソンにこの委員会のメンバーがご参加いただいていることだと思います。

とりわけ、今回、ODAの問題としてJICAとJBIC、新しいJICAができる、それからJBICも変わりますので、特にODAの問題を中心に国際協力ということで議論したいと思いますので、もし参加可能な方は、ちょっと長崎は遠いんですけども、長崎へ半分遊びに行くこともあるかもしれませんから、お出かけいただくと大変ありがたく思います。これをご紹介しておきます。周りの方にも例えば九州地域の方にもご紹介いただくと、たくさんの方に参加していただくとありがたいと思います。ご紹介させていただきました。

清水産業技術部長 参加できる人間というのは、何か特定の科学会メンバーということになるのでございますか。

原科委員長 メンバー以外もウエルカムだと思います。ただ、参加費が要ります。

では、そういうようなことできょうは終わります。どうもありがとうございました。

午後5時00分閉会